

国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン

2013年3月

国 土 交 通 省
大 臣 官 房 地 方 課
大 臣 官 房 技 術 調 査 課
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課

目 次

1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯	1-2
1-1 意義	1-2
1-2 総合評価落札方式導入と適用拡大	1-3
1-3 総合評価落札方式の課題と抜本的見直し	1-10
1-4 不正が発生しにくい制度への見直し	1-13
2. 総合評価落札方式の実施手順	2-1
2-1 総合評価落札方式のタイプ選定	2-1
2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義	2-1
2-1-2 総合評価落札方式適用の概要	2-4
2-1-3 技術提案評価型の分類	2-5
2-1-4 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細	2-7
2-2 手続きフロー	2-10
2-2-1 施工能力評価型の手続きフロー	2-11
2-2-2 施工能力評価型の手続きフロー（試行案）	2-12
2-2-3 技術提案評価型S型の手続きフロー	2-14
2-2-4 技術提案評価型A型の手続きフロー	2-17
2-3 入札説明書への記載	2-18
2-3-1 総論	2-18
2-3-2 技術提案	2-19
2-4 競争参加資格要件と総合評価項目	2-21
2-5 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）	2-24
2-6 総合評価項目の審査・評価	2-26
2-6-1 評価項目及び配点の基本的な考え方	2-26
2-6-2 評価項目及び評価方法	2-29
2-7 評価基準及び得点配分の設定例	2-37
2-7-1 必須項目の設定例	2-37
2-7-2 施工能力評価型及び技術提案評価型S型の選択項目の設定例 ...	2-43
2-7-3 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例	2-45
2-8 技術提案評価型A型におけるその他手続き・留意事項	2-49
2-8-1 入札説明書の記載事項	2-49
2-8-2 技術提案の改善（技術対話）	2-54
2-8-3 予定価格の作成	2-58
3. 総合評価の方法	3-1

3-1	評価値の算出方法	3-1
3-2	加算方式及び除算方式の特徴	3-1
3-3	技術評価点の算出方法	3-5
4.	総合評価落札方式の結果の公表.....	4-1
4-1	評価結果の公表.....	4-1
4-2	技術提案等の採否に関する詳細な通知.....	4-6
4-3	中立かつ公正な審査・評価の確保	4-8
4-4	入札及び契約過程に関する苦情処理.....	4-9
5.	総合評価落札方式の評価内容の担保.....	5-1
5-1	技術提案履行の確保.....	5-1
6.	総合評価落札方式の試行等	6-1
6-1	施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成18年～）	6-1
6-2	地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行（平成21年～）	6-5
6-3	特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行（平成24年～）	6-6
6-4	段階選抜方式の検討.....	6-8
6-5	事後審査型入札方式の検討.....	6-11

〔用語の定義〕

総合評価 落札方式	価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も高い者を落札者とする。 評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下同じ。）における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求めることとしている。
技術 評価点	価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。 <u>技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点</u> ※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。
標準点	入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律100点を付与し、それ以外の場合は不合格とする。
加算点	評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。
施工体制 評価点	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
総合評価 落札方式 のタイプ	総合評価落札方式の類型。 公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。

1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯

1-1 意義

国及び地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する者として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有している。公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とし、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価落札方式の適用を挙げている。

総合評価落札方式を実施するにあたり、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、工事品質の確保や向上に係る技術提案を求めよう努め、価格と技術提案が総合的に最も優れた者を落札者とすることが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の国民に利益がもたらされる。また、技術力競争を行うことが民間企業における技術力向上へのインセンティブとなり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

1-2 総合評価落札方式導入と適用拡大

我が国の公共工事においては、建設省（現国土交通省）が平成10年11月に掲示した「今井1号橋撤去工事」において最初の総合評価落札方式が適用されている。また、平成12年3月には大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）に準ずることにより、工事案件毎の個別協議が不要となったため、事務手続きに係る時間が軽減され、総合評価落札方式の適用拡大のための環境が整備された。

「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月、建設省）に示されるとおり、当初の総合評価落札方式は、民間企業の優れた技術力を活用することにより、調達VFM（Value for Money、単位価格あたりの価値）を向上させ、社会的便益を増大させることを目的としたものであり、求められる工事品質の上限値に対応した工事価格を予定価格とすることにより予定価格の上限拘束性を緩和し、標準的な工法に比べコストが大きくともそれ以上の社会的便益を生じる技術を採用できる仕組みが取り入れられていた。

標準ガイドに示された予定価格の算定方法は、発注者の提示した最低限の要求要件を満足する工事（標準案）の品質に対する評価項目の上限値に対応する工事品質の向上分を貨幣換算したもの、またはコストの増分を標準案の価格に加算するものであり、この加算分を積算においては総合評価管理費とした。

一方、発注者においては評価値＝VFMとの意識が強く、落札結果における工事品質と価格のトレードオフの説明のため、総合評価管理費の算出や評価項目、配点等の設定において便益分析手法等を適用することにより工事品質向上分の貨幣換算を行っていた。この作業が困難かつ負担の大きいものであり、総合評価落札方式の適用は容易ではなかったと考えられる。

このような状況に対して、国土交通省においては公共工事の最良な調達を果たすためには、総合評価落札方式の拡大が重要であると考え、平成14年6月には「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」により、総合評価落札方式の適用を容易にするため、標準点を100点、加算点を当面10点とするとともに、予定価格を標準案の価格とする方式を提示した。これにより、評価値における標準点と加算点の比率や評価項目間の配点割合は落札者決定のための基準と解釈されるようになり、工事品質を貨幣換算する作業を省略することが可能となった。（ただし、最良の調

達を目指す観点から、調達結果を収集、評価し、必要に応じて配点割合等を見直すことが義務づけられている。) これにより、総合評価落札方式に係る作業量が大幅に軽減され、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の適用割合が金額ベースで2割程度まで拡大されることとなった。

さらに、平成17年4月に品確法が施行されることにより、公共工事の品質を確保するための調達の基本理念が総合評価落札方式であることが明示された。これにより、「技術的な工夫の余地が小さい工事」にも工物品質確保の観点から適用できる総合評価落札方式が求められ、発注者の作成した標準案の工事を確実に履行するための技術力と価格を総合的に評価する簡易型が新たに設けられるとともに、一方で、品確法により定められた「技術提案の改善」、「高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格」の事項を運用することにより、工事目的物の改変をも対象とした高度な技術提案を求める高度技術提案型の概念が打ち出された（「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」（公共工事における総合評価方式活用検討委員会：平成17年9月））。これにより、平成14年6月の調達に基づく方式を標準型とし、これに簡易型、高度技術提案型が加わることにより総合評価落札方式の体系が整備され、公共工事においてはその工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じていずれかの方式が適用可能となった。これにより平成17年度においては、金額ベースで4割の直轄工事に総合評価落札方式が適用された。

高度技術提案型の詳細な手続きについては、平成18年4月に策定されており、技術提案及び見積に基づいて予定価格を作成することにより、予定価格の算定精度の向上と予定価格の上限拘束性（契約の相手方を予定価格の制限の範囲内で入札を行った者から選定することを規定した現行制度の特性をいう。）の緩和を図ることができるため、従前のような総合評価管理費の算定は不要となった。

簡易型のコンセプトは標準案の工物品質確保の確実性と価格を総合的に評価するものであり、技術提案による工物品質の向上と価格を総合的に評価する標準型のコンセプトとは大きく異なるものである。品確法に定められているとおり、契約時に品質の確認ができない建設工事は、そもそも価格だけによる落札者の決定が適切ではない性質のものであり、所要の工物品質を確保できる能力と価格とを総合的に判断して、国民にとって最も有利となる申し込みをした者を落札者とすべきであるとした。

また、総合評価落札方式による品質確保の重要性は、指名競争入札から一

般競争入札に移行する工事が拡大したことによる不良不適格業者の参入や、著しい低価格入札問題における粗雑工事の増加等に対する懸念の増大といった社会的背景も相まってより明確なものとなり、総合評価落札方式の適用拡大の意義がより高まることとなった。

平成17年度後半からは、著しい低価格入札による競争が一層激しくなるとともに、粗雑工事等による工物品質の低下の懸念が一層高まった。このような状況を受け、国土交通省では平成18年4月に「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」を公表し、低価格落札案件に対する工事コスト調査の内訳の公表、下請業者への支払等の調査、工事監督・検査等の強化による公共工事の品質確保を図ったが、その後もダンピング入札の減少は見られなかった。

このため、平成18年12月には「緊急公共工物品質確保対策について」が発表され、その中心的な施策として、総合評価落札方式に新たに施工体制評価点が導入されるとともに、会計法における「履行がされないおそれがある」場合の条件を明確化し、この条件に該当する者については落札者としないうこととした。

その後、総合評価落札方式の適用拡大が進み、平成19年度時点においては契約件数ベースで97%の適用率に達している。このような総合評価落札方式の急速な適用拡大に伴い、価格と品質が総合的に優れた者が選定された一方で、総合評価落札方式のタイプが工事規模（金額）等により機械的に選定されている、簡易型における施工計画の課題と標準型における技術提案の課題との境界が曖昧となっている等といった、入札・契約実務に係わる様々な問題が認識されることとなった。

これらの課題を受け、平成20年度には、技術的難易度評価に基づくタイプ選定の考え方を示すとともに、標準型を適用する工事のうち、技術提案を求める項目数が少なく、かつその難易度が低い工事を「標準Ⅱ型」として手続期間の短縮を図るとともに、従来の標準型を「標準Ⅰ型」に位置付け、総合評価落札方式のタイプの再編を行った（「総合評価方式の改善に向けて～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～」（公共工事における総合評価方式活用検討委員会：平成20年3月））。

また、平成22年3月には、競争参加資格における施工実績に係る要件緩和の試行が通知されるとともに、平成22年4月には、入札参加者に対して

技術提案等の採否に関する詳細な通知を開始する等、競争性の確保や透明性の向上を目的とした運用の改善に取り組んでいる。

このように、総合評価落札方式はそれを含む公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて大きく変化してきているが、国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等を監視・評価するとともに、これまでと同様に必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要がある。

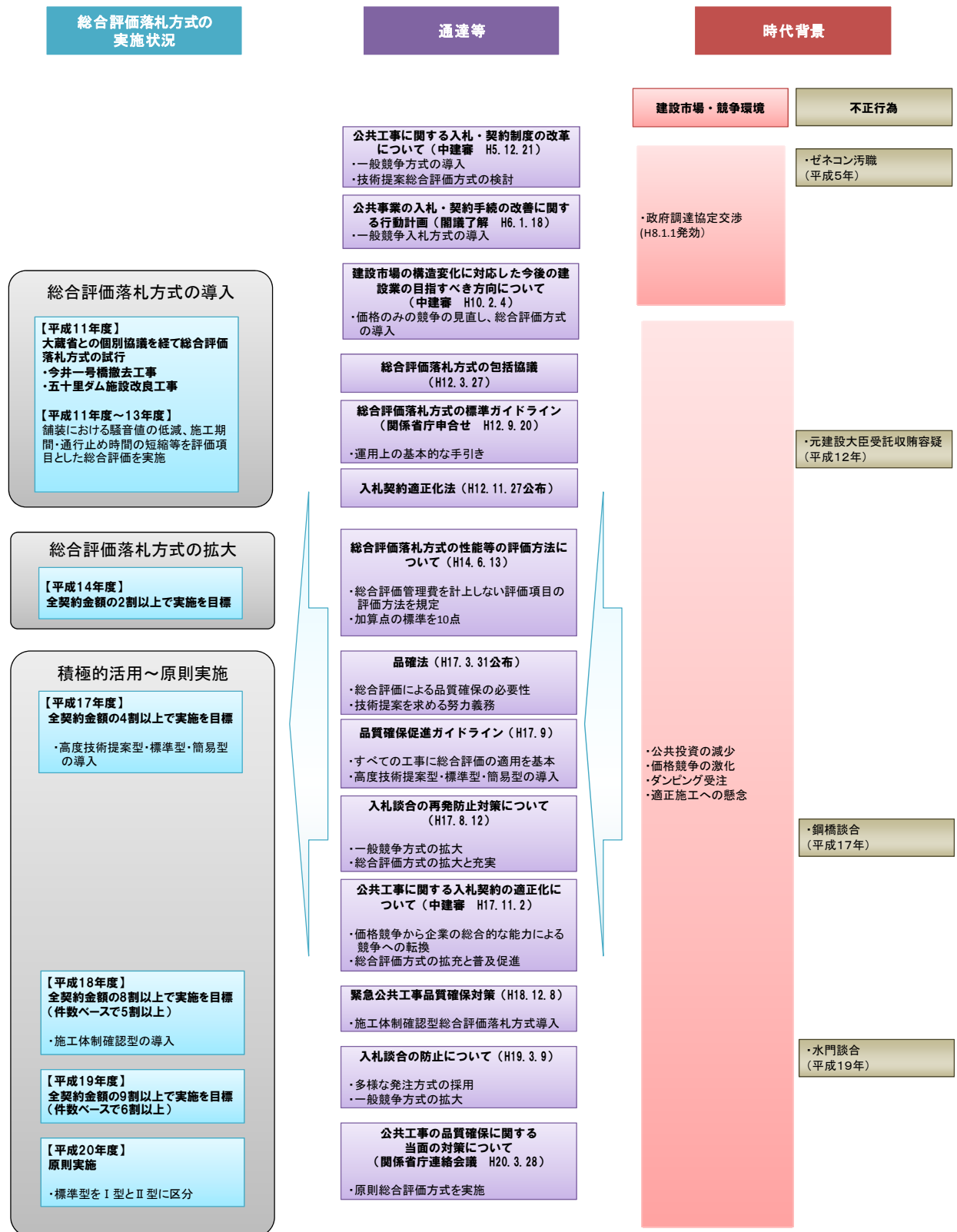


図 1-1 総合評価落札方式の変遷

	標準ガイドライン (H12)	新通達(H14)	品確法(H17) 契機	緊急公共工事 品質確保対策 (H18)契機	運用ガイドライン (H22)
高度技術 提案型			10～50点	30点(施工体制) 10～70点(加算点) ※施工体制なしは50点まで	30点(施工体制) ～70点(技術提案) ※施工体制なしは50点まで
標準Ⅰ型	必須評価項目以外 (総合評価管理費非計上)	必須評価項目以外 (総合評価管理費非計上) 必須評価項目 (総合評価管理費計上)	10～50点	30点(施工体制) 10～70点(加算点) ※施工体制なしは50点まで	30点(施工体制) 60～70点(加算点合計) ※施工体制なしは50点まで 40～50点(技術提案) 20点(施工能力等)
標準Ⅱ型	必須評価項目 (総合評価管理費計上)	必須項目を評価する場合 10点 必須項目以外のみ評価する場合			30点(施工体制) 50～60点(加算点合計) ※施工体制なしは50点まで 20～30点(技術提案) 25～35点(施工能力等)
簡易型			10～30点	30点(施工体制) 10～50点(加算点) ※施工体制なしは30点まで	30点(施工体制) 30～40点(加算点合計) ※施工体制なしは30点まで 5～10点(施工計画) 20～35点(施工能力等)

図 1-2 加算点の変遷

※ 新通達:「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(平成14年6月13日付け 国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号)
運用ガイドライン:「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン(案)」(総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会:平成23年3月)

表 1-1 総合評価落札方式関連通達等一覧

平成 24 年 12 月 現在

通 達	①工事に係る入札に係る総合評価落札方式について (平成 12 年 3 月 27 日付け建設省会発第 172 号)
	②工事に係る入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（「総合評価落札方式の実施について」の別紙） (平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 30 号)
	③総合評価落札方式の実施に伴う手続について (平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 32 号、建設省技調発第 147 号、建設省営計発 132 号) (改正：平成 17 年 10 月 7 日付け国地契第 83 号、国官技第 137 号、国営計第 85 号)
	④工事に係る入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について (平成 14 年 6 月 13 日付け国地契第 12 号、国官技第 58 号、国営計第 33 号) (改正：平成 17 年 10 月 7 日付け国地契第 83 号、国官技第 137 号、国営計第 85 号)
	⑤国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて (平成 17 年 9 月 30 日付け国地契第 78 号、国官技第 129 号、国営計第 82 号)
	⑥総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について (平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国会会第 495 号、 国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号) (改正：平成 21 年 3 月 31 日付け国官総第 707 号、国会会第 2478 号、 国地契第 61 号、国官技第 346 号、国営計第 111 号)
	⑦施工体制確認型総合評価落札方式の試行について (平成 18 年 12 月 8 日付け国地契第 72 号、国官技第 243 号、国営計第 117 号) (改正：平成 21 年 4 月 3 日付け国地契第 62 号、国官技第 342 号、国営計第 115 号)
	⑧総合評価落札方式における手続の簡素化について (平成 20 年 4 月 1 日付け国地契第 79 号、国官技第 338-3 号、国営計第 109-4 号)
	⑨地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について (平成 21 年 8 月 3 日付け国地契第 13-2 号、国官技第 86-4 号、国営計第 45-2 号)
	⑩一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について (平成 22 年 3 月 29 日付け国地契第 39 号、国官技第 371 号、国営計第 104 号)
	⑪総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について (平成 22 年 4 月 9 日付け国地契第 2 号、国官技第 9 号、国営計第 5 号)
	⑫落札者の提示した性能等に対する履行の確保に関する特記仕様書の記載例について (平成 22 年 9 月 8 日付け国官技第 182 号)
	⑬特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について (平成 24 年 6 月 11 日付け国地契第 12 号、国官技第 59 号、国営管第 110 号、 国営計第 26 号、国港総第 268 号、国港技第 64 号、国北予第 12 号)
委 員 会 資 料	1) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告～総合評価方式適用の考え方～ (第 11 回委員会・平成 19 年 3 月)
	2) 総合評価方式の改善に向けて ～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～ (第 12 回委員会・平成 20 年 3 月)

※委員会：公共工事における総合評価方式活用検討委員会

懇談会：総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会

※改正については、平成 24 年 12 月現在の最終改正日を記載

1-3 総合評価落札方式の課題と抜本的見直し

(1) 現状と課題

平成 17 年度の品確法の施行を受け、国土交通省直轄工事においては総合評価落札方式の適用拡大を進めており、平成 19 年度以降はほぼ全ての工事で総合評価落札方式を適用している。

現在は、総合評価落札方式が直轄工事における標準的な落札者決定方式として定着した一方で、技術提案の審査・評価に要する競争参加者・発注者双方の負担の増加、総合評価落札方式の基本的な理念（品質確保、民間技術力活用）からの乖離等の諸課題が顕在化する状況となっている。

表 1-2 総合評価落札方式の現状と課題

現 状	課 題
競争参加者の増加	技術提案・審査に係る競争参加者・発注者の負担増
技術提案を求める工事の拡大	
透明性確保のための技術提案の採否の通知	
高度技術提案型の低い適用率	民間の技術力活用の理念からの乖離
手持ち工事量や地域貢献の評価要望による評価項目の複雑化	品質確保の理念からの乖離

(2) 総合評価落札方式の抜本的見直し

総合評価落札方式の定着に伴い顕在化した課題に対し、建設業許可、定期の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、以下の方針に則り総合評価落札方式の改善を図ることとした。

[総合評価落札方式の改善の方針]

- ① 施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ② 施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③ 技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④ 評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

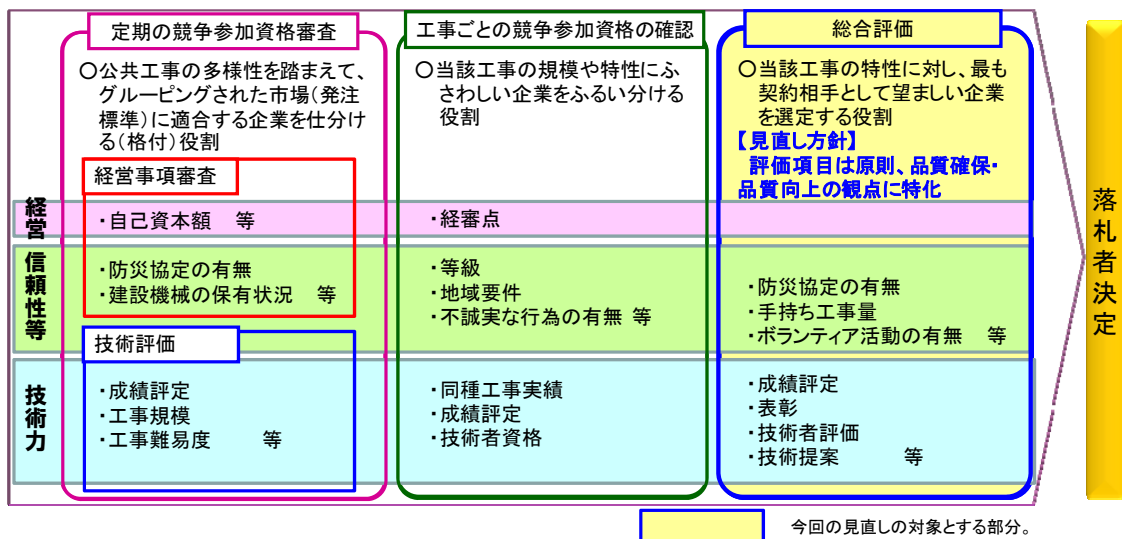


図 1-3 企業評価の体系

これらの改善方針を踏まえ、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式のタイプ分類、技術力評価の考え方を見直し、その内容を本ガイドラインにとりまとめる。

(改善のポイントを図 1-4 に掲載)

現状	簡易型	標準型	高度技術提案型				
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求める場合	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 高度技術提案型適用対象工事は、標準型を適用してはならない </div>			高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合
提案内容	確実な施工に資する簡易な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案				高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
評価方法	点数化して評価						
ヒアリング	必要に応じ実施						
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成		技術提案に基づき予定価格を作成				
	II型		I型		III型	II型	I型



←
施工能力を評価する
→
←
施工能力に加え、技術提案を求めて評価する
→

見直し	施工能力評価型		技術提案評価型			
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
提案内容	求めない(実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
評価方法	可・不可の二段階で審査		点数化			
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施(施工計画の代替することも可)	WTO対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施	必須		
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて試行的に実施※	必要に応じて試行的に実施			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型

※考え方としては記載のとおりであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続きの見直しが必要であることから、当面は実施しない。

図 1-4 総合評価落札方式の改善のポイント

1-4 不正が発生しにくい制度への見直し

平成 24 年 10 月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

このため、国土交通省では、当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関しては、(1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底、(2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しの検討を行うこととした。

これを踏まえ、分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事の一部において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより試行を実施する。

2. 総合評価落札方式の実施手順

2-1 総合評価落札方式のタイプ選定

2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義

(1) 施工能力評価型

【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

【適用の意義】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工実績、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実な施工を行うことは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

(2) 技術提案評価型

【概要】

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別される。A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

更に、A型はAⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型に大別される。AⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、AⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。またAⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

【適用の意義】

技術提案評価型は、企業から提案される構造上の工夫、高度な施工技術や施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

公共工事の品質に関しては受注者の技術的能力に依存するところが大きいですが、我が国の建設業界の技術力は高い水準にあるため、技術提案評価型A型によりその高い技術力を有効に活用することで、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるものと期待できる。

また、技術提案評価型S型では発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった利益を享受することができる。

また、積極的に技術提案評価型を活用することにより民間企業の技術開

発・技術者育成の促進にもつながるものと期待される。

2-1-2 総合評価落札方式適用の概要

国土交通省直轄工事では、災害復旧工事等で、緊急的に発注しなければならない工事や特に小規模な工事を除き、原則すべての工事において総合評価落札方式を適用することとし、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、施工能力評価型、技術提案評価型のいずれかの総合評価落札方式を選択する。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れを図 2-1 に示す。

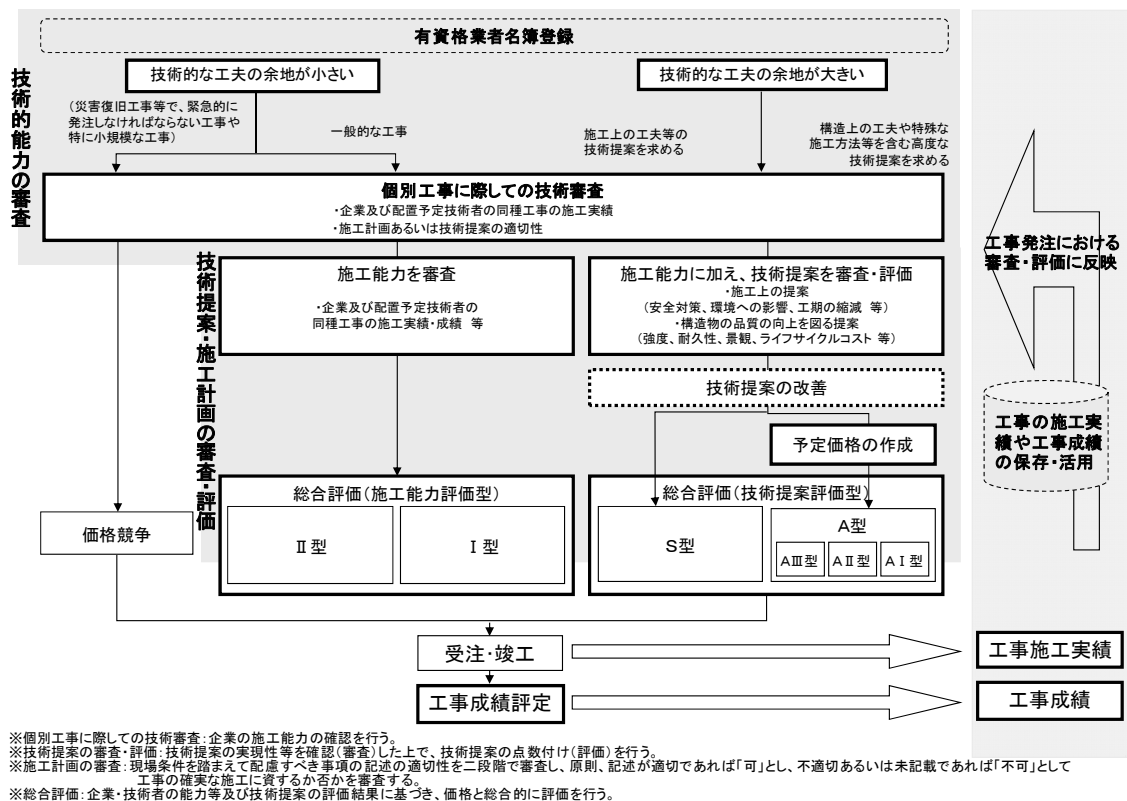


図 2-1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

2-1-3 技術提案評価型の分類

技術提案評価型を適用する工事は大きくA型とS型の2つに分類でき、A型はさらにAⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型の3つに分類できる。表 2-1 に技術提案評価型の分類を示す。

AⅠ型及びAⅡ型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広く提案を求め、最適案を選定する必要がある場合に適用するものであり、いずれも標準案を作成しない。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものである。このため、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法に対する提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の技術提案に限定した提案を求めることも可能である。その場合にはA型ではなくS型を適用することが基本となる。AⅢ型は、標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

なお、工事規模の大小により技術提案評価型の適用や類型を判断することのないよう留意する。

表 2-1 技術提案評価型の分類

	技術提案評価型			
	A I型	A II型	A III型	S型
分類	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合
標準案の有無	無	無 (複数の候補有)	有	有
求める技術提案の範囲 (発注形態の目安)	・工事目的物 ・施工方法 (設計・施工一括)	・工事目的物 ・施工方法 (設計・施工一括)	・部分的な設計変更や、高度な施工技術等にかかる提案 (詳細設計付または設計・施工分離)	・施工上の工夫に係る提案 (設計・施工分離)
ヒアリング	必須 ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。(技術対話)			WTO は必須とし、WTO 以外は、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施
段階選抜	競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施			
予定価格	技術提案に基づき予定価格を作成			標準案に基づき予定価格を作成

2-1-4 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細

(1) 技術提案評価型A型の適用検討

民間の高度な技術力を活用する観点から、表 2-2 に示す工事については、適切な時期に必ず、技術提案評価型A型の適用を検討すること。

表 2-2 技術提案評価型A型の適用可否を検討する工事の具体例

工種		工事条件
1	低土被り道路・共同溝トンネル	近年低土被り掘進で技術進歩が著しく周辺環境負荷の低減可能なシールド工法と、仮設で工夫の余地が高い開削トンネルで効果が期待できる。
2	シールド工事	施工者独自のセグメント継手を採用し、耐震性・耐久性の向上や、セグメントを肉薄化し、排出土量の削減、周辺環境への負荷低減が期待できる。
3	山岳トンネル (都市NATM)	坑口部構造、補助工法、近隣住民に対する配慮、近接既設構造物に対する対策で工夫の余地がある。
4	都市部道路立体交差化工事	工期短縮による利用者便益の早期発現、ならびに社会的損失費用の低減効果が期待できる。
5	橋梁	橋梁形式の選定により、ライフサイクルコストの縮減が期待できる。 特殊な架設工法や桁端部の防水性を必要とする鋼橋上部工事で企業の技術力活用の余地が高い。
6	ダム工事	発注規模が大きく、施工者のマネジメント能力、仮設物の工夫により、工期短縮ならびに工事費削減効果が期待できる。
7	離岸堤	性能規定型の発注により効果が期待できる。
8	ダム放流管増設工事	仮締切工で企業の技術力を発揮できる余地が高い。

(2) 総合評価落札方式のタイプ選定手順

総合評価落札方式のタイプ選定は、図 2-2 に従って行うこと。また、各タイプを適用する工事の例を表 2-3 に示す。

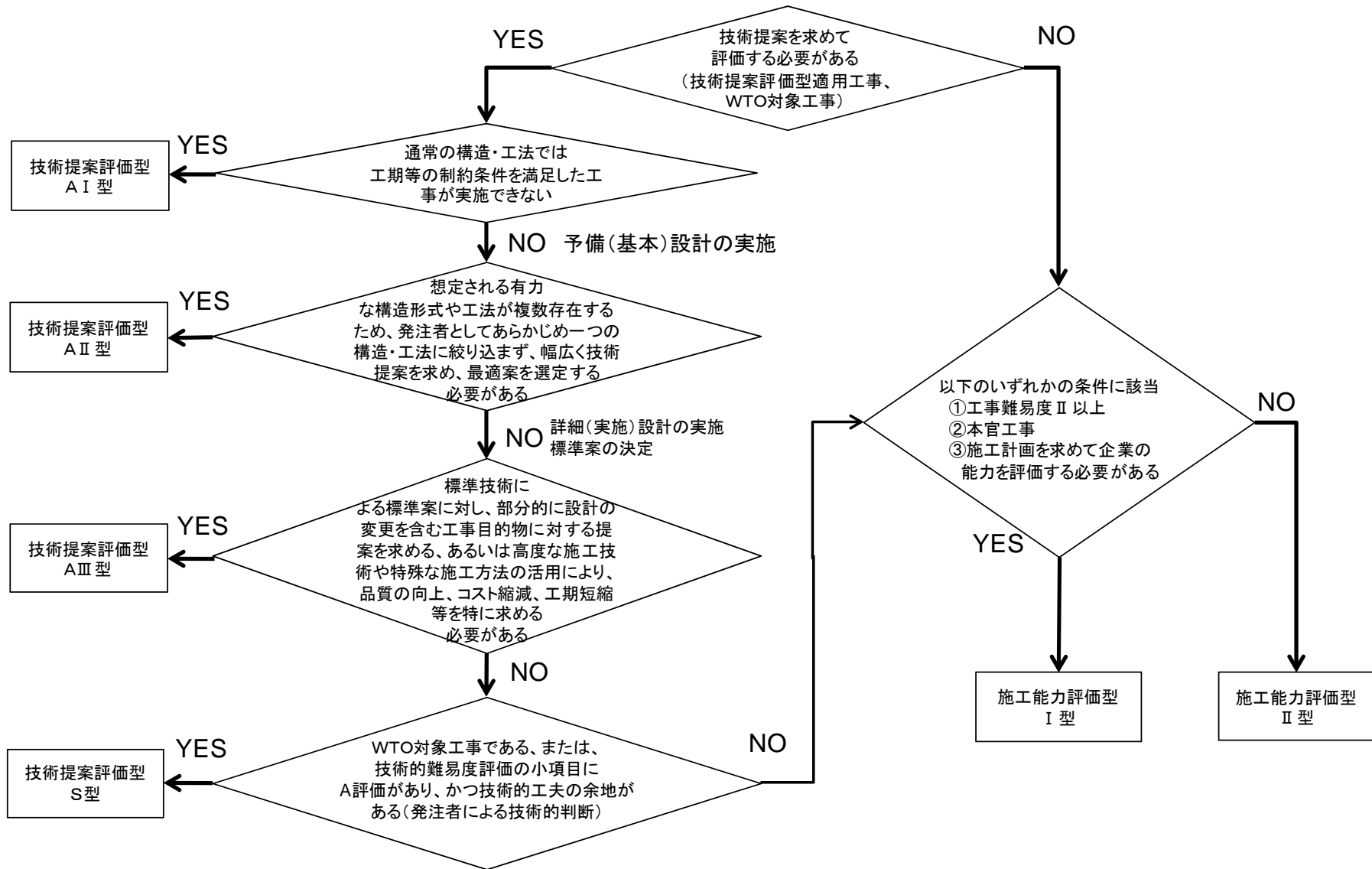


図 2-2 総合評価落札方式の選択フロー

表 2-3 各タイプを適用する工事内容の例

		施工能力評価型		技術提案評価型			
		II型	I型	S型	AIII型	AI型、AII型※	
具体例	築堤工	・築堤工事のうち土量 10,000m ³ 未満で特に困難な条件がない工事	・築堤工事のうち堤防高さ 5m 以上で土量 10,000m ³ 以上の工事 ・II型の工事のうち延長が 200m 以上の工事	・築堤工事のうち土量 30,000m ³ 以上の工事	・築堤と樋門、樋管を一体的に施工する場合	・大規模水害対策等で関係機関等と一体的に整備する必要のある場合	
	道路土工	・道路土工のうち盛土高 10m 未満で土量 50,000m ³ 未満の工事	・道路土工のうち盛土高 10m 以上で土量 50,000m ³ 以上の工事	・道路土工のうち土量 150,000m ³ 以上の工事	・道路土工と橋梁等の構造物を一体的に施工する場合	・地域整備計画と一体的に整備する必要のある場合	
	橋梁	—	・鋼橋上部のうち、構造形式として、単純桁橋で最大支間長が 25m 未満の製作・架設工事 ・PC工事のうち構造形式が、単純桁の床版橋の架設工事 ・PC工事のうち、プレテンションの購入桁の架設工事	・鋼橋上部のうち、構造形式が単純桁橋以外の製作・架設工事 ・PC工事のうち、構造形式が連結桁、かつ床版橋以外の架設工事	・構造形式として新形式、複合構造、斜張橋、吊橋、トラス橋、アーチ橋等の特殊構造が想定される場合 ・架設工法としてトラッククレーンベント工法以外の工法(例えば、送出し工法、横取り工法、ケーブルエレクション等)が想定される場合 ・保全工事のうち難易度の高いもの(大規模な桁本体の補強・取替、特殊構造物の補強等)	詳細設計付きで発注	・交通量の多い高架橋等で施工期間等の制約が非常に大きく、特殊な施工方法と当該施工方法に合致した目的物が必要な場合 ・PC、メタルの両形式を容認する規模の橋梁等
	トンネル	山岳	—	・NATM工法で掘削区分がA～C、内空断面積が 45m ² 未満かつトンネル延長が、300m未満の工事	・NATM工法で内空断面積が 45m ² 以上かつトンネル延長が、300m以上の工事		・特殊な地山条件(膨張性、未固結、大量湧水、有毒ガス、高地熱等)や施工条件(低・大土被、偏圧、近接施工)の工事
		シールド等	—	・施工条件が特殊でなく小口径の工事	・施工条件が特殊でなく大口径の工事	・長距離、超大断面、大深度、急速施工を要する工事	・非開削での切開きや分岐が必要な工事

※AI：通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合

AII：有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合

2-2 手続きフロー

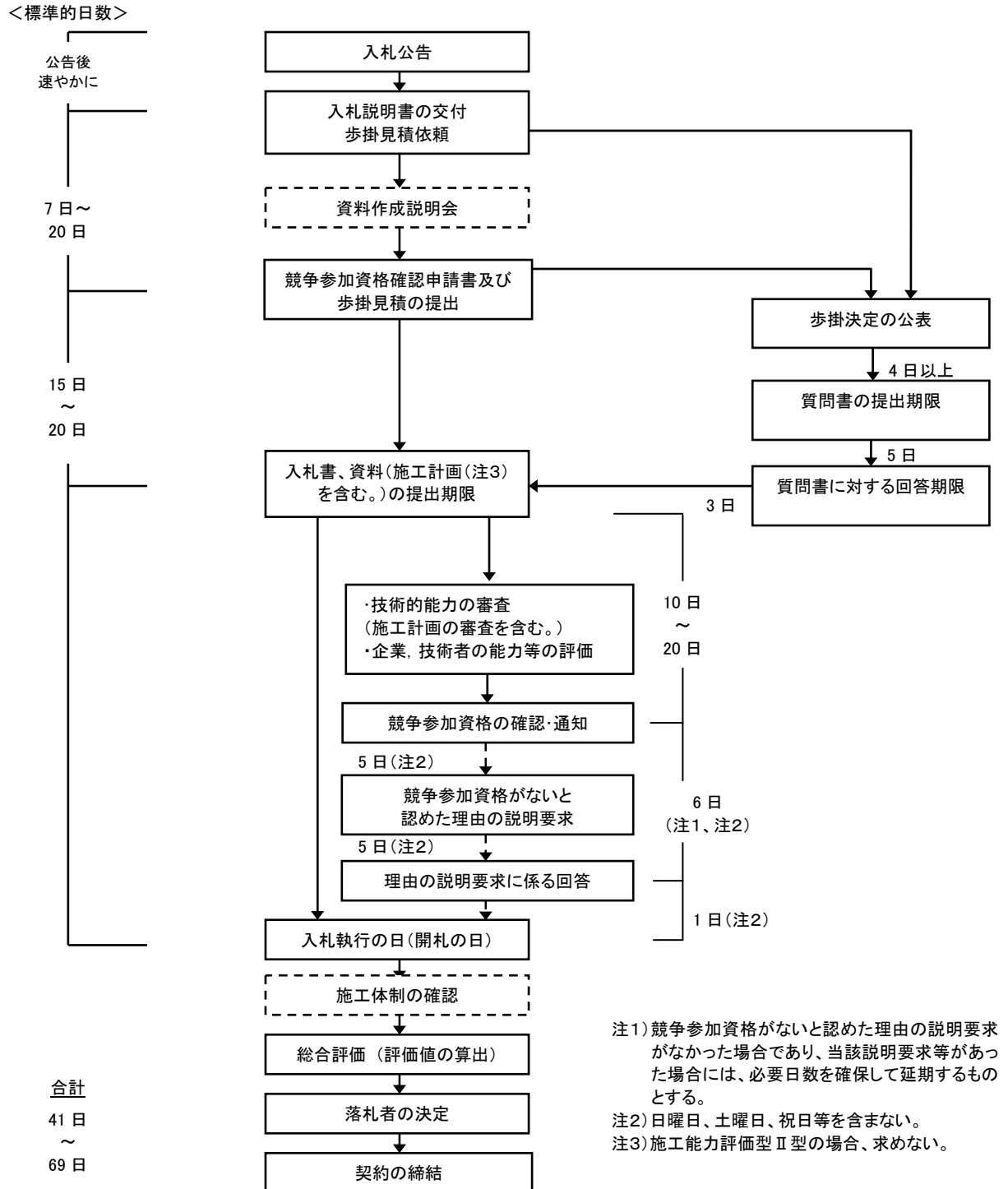
施工能力評価型を適用する工事の標準的な手続きフローは2-2-1に示すとおりとし、これに沿って手続きを行うものとする。なお、「1-4 不正が発生しにくい制度への見直し」に記載したとおり、高知県内の入札談合事案を受け、分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事の一部において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより試行を実施する。このため、試行を実施することとなる施工能力評価型を適用する工事については、標準的な手続きフローを2-2-2のとおり示すので、これに沿って手続きを行うものとする。

なお、試行等により、新たに必要な対策が明らかとなった時点で、改めて手続きを見直すこととする。

また、上記に関連した技術提案評価型の手続きの見直しは、今後検討を行うこととなるため、当面の間、標準的な手続きフローは2-2-3及び2-2-4に示すとおりとし、これに沿って手続きを行うものとする。

2-2-2 施工能力評価型の手続きフロー（試行案）

（１）施工能力評価型（歩掛見積有り）



--- は必要に応じて実施

図 2-4 施工能力評価型（歩掛見積有り）の入札・契約手続フロー（試行案）

(2) 施工能力評価型（歩掛見積無し）

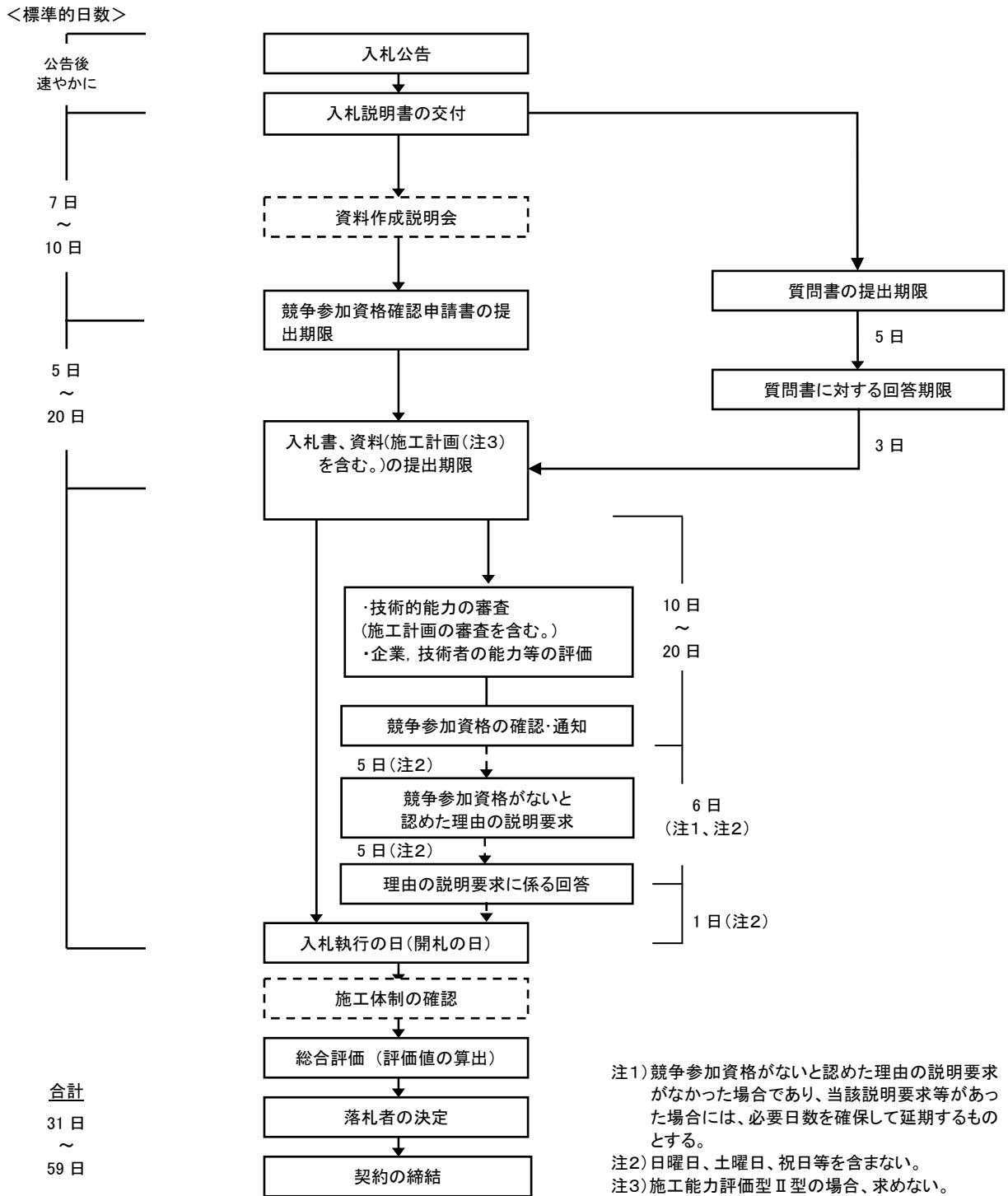
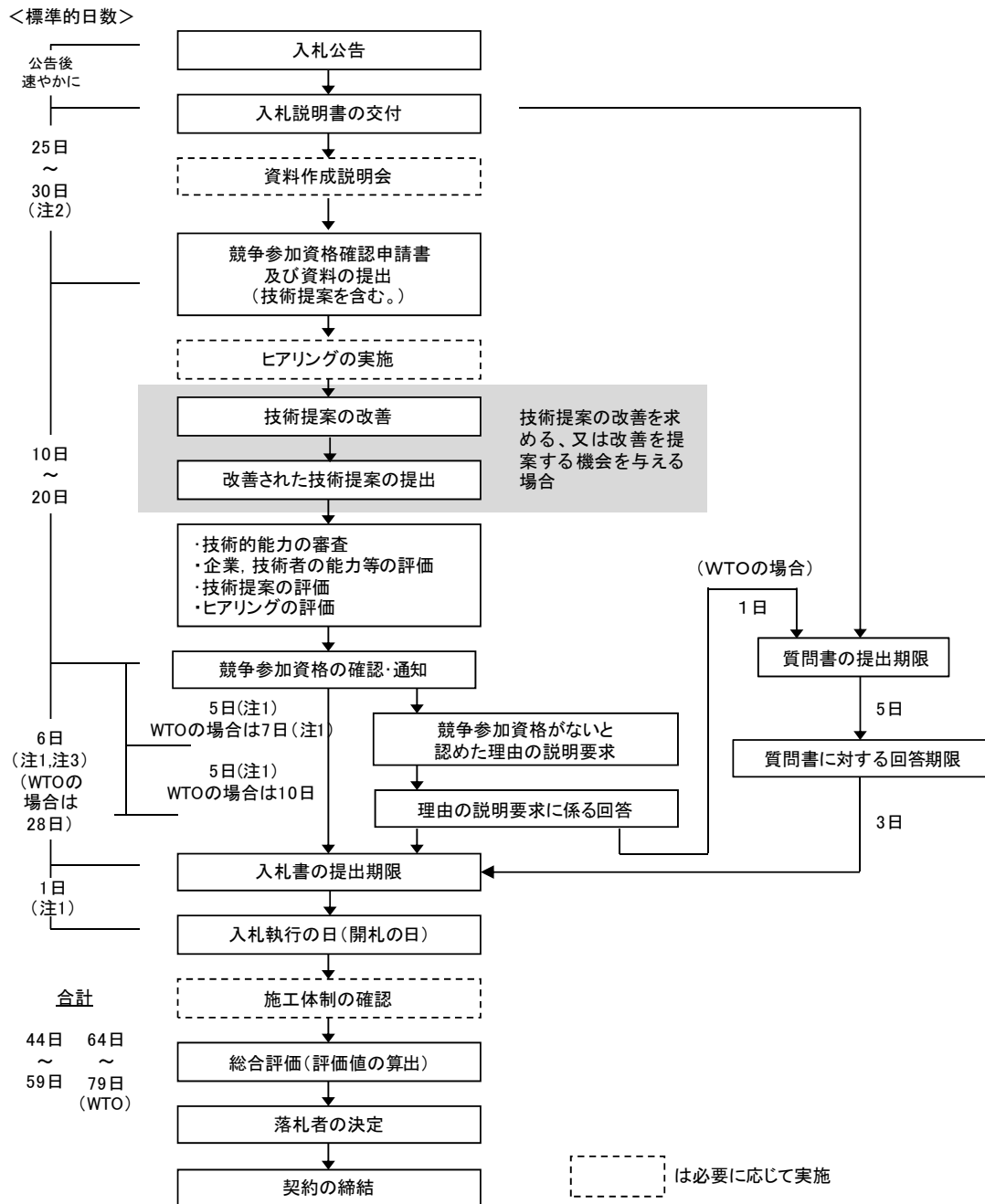


図 2-5 施工能力評価型（歩掛見積なし）の入札・契約手続フロー（試行案）

2-2-3 技術提案評価型S型の手続きフロー

(1) 技術提案評価型S型（通常型）



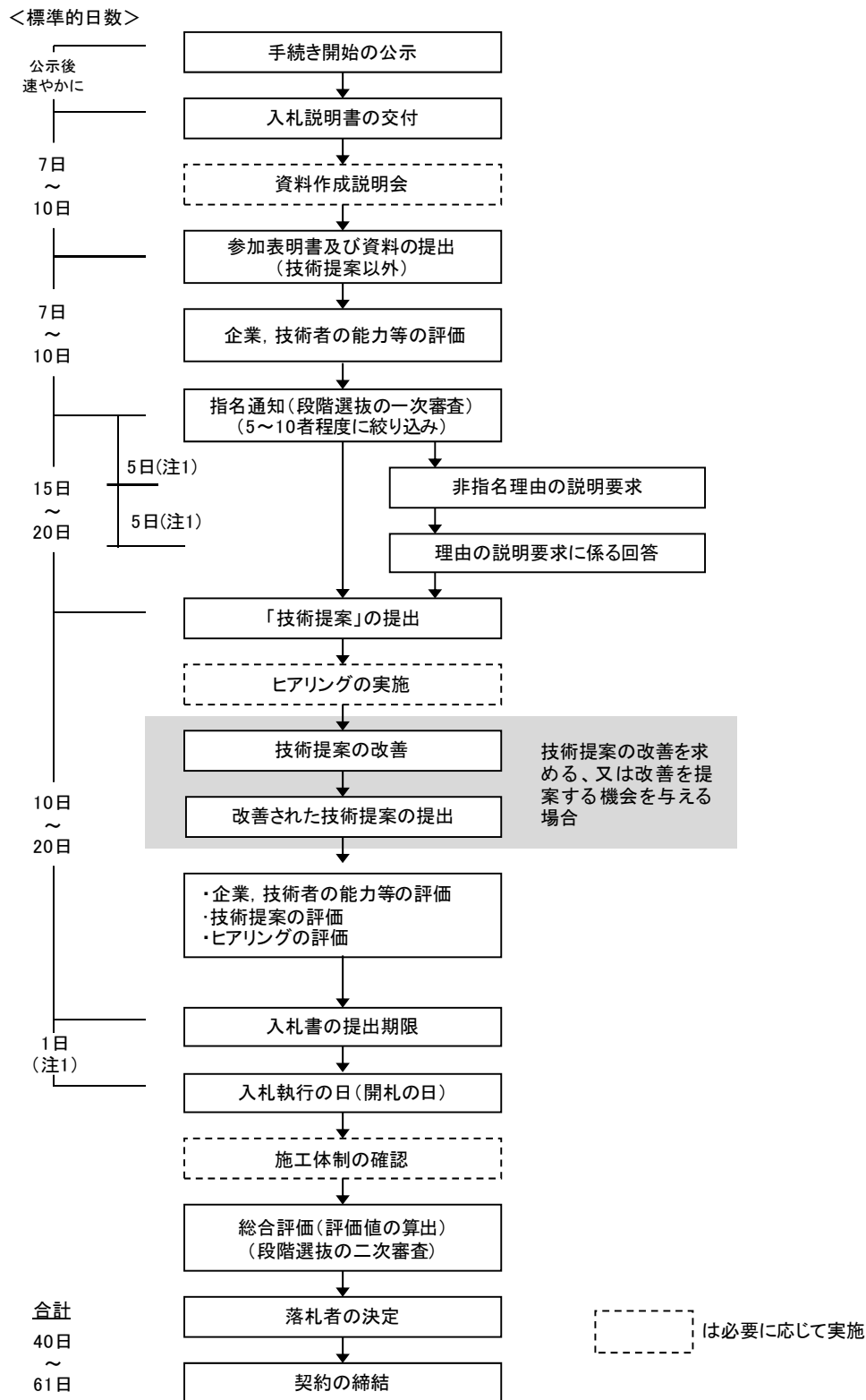
注1 日曜日、土曜日、祝日等を含まない

注2 技術提案を求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を10日以上として差し支えないものとする。なお、政府調達に関する協定に基づく調達において当該措置を行うとする場合は、事前に本省担当課と協議されたい。(「総合評価落札方式における手続の簡素化について」(平成20年4月1日付け国地契第79号、国官技第338-3号、国営計第109-4号))

注3 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

図 2-6 技術提案評価型S型（通常型）の入札・契約手続フロー

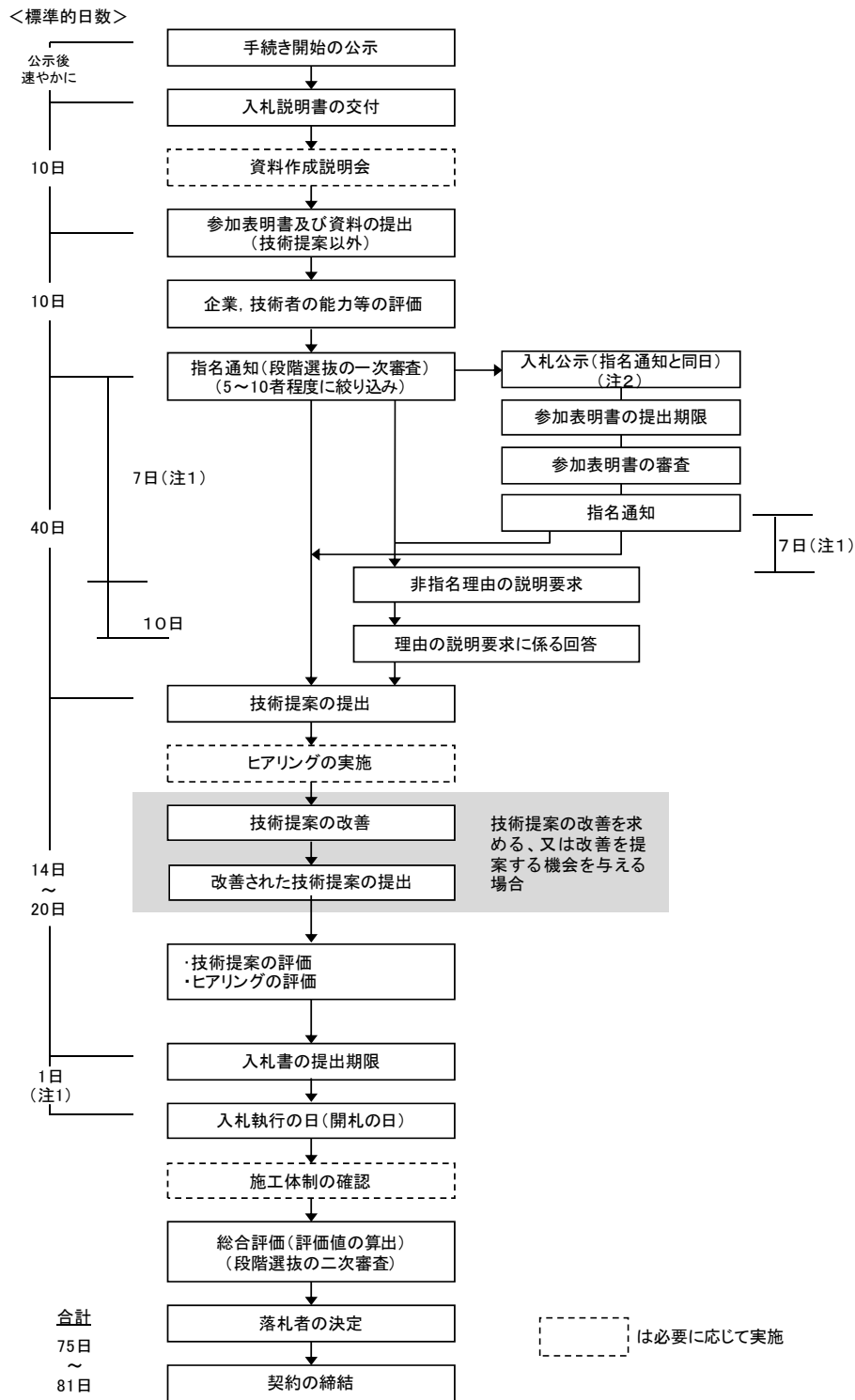
(2) 技術提案評価型 S 型 (段階選抜・WTO 以外)



注1 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

図 2-7 技術提案評価型 S 型<段階選抜・WTO 以外>の入札・契約手続フロー

(3) 技術提案評価型 S 型 (段階選抜・WTO)

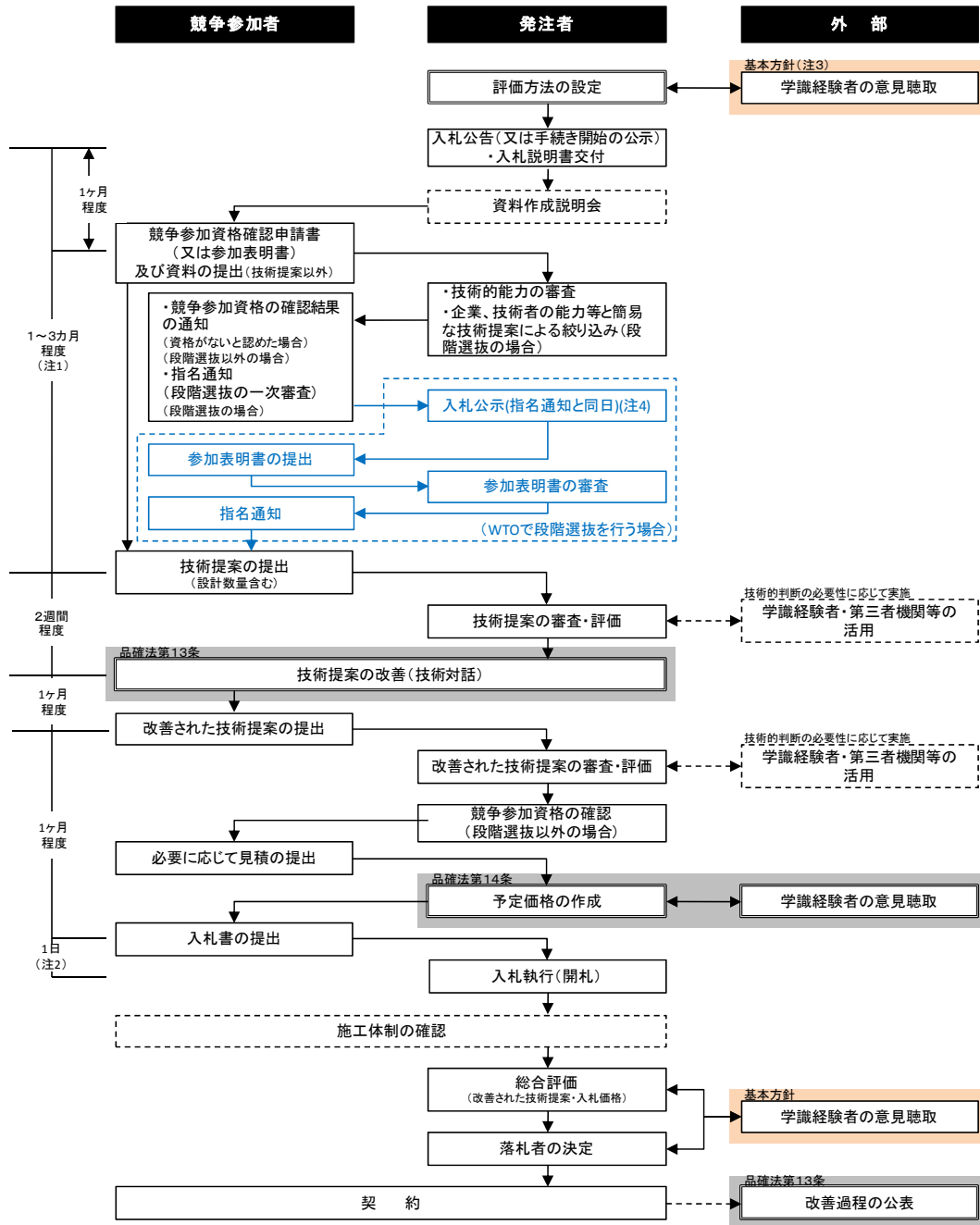


注1 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注2 WTOで段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)第7条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

図 2-8 技術提案評価型 S 型<段階選抜・WTO>の入札・契約手続フロー

2-2-4 技術提案評価型 A 型の手続きフロー



注1 A I 型及び A II 型の場合は 2~3 ヶ月程度、A III 型の場合は 1~2 ヶ月程度を基本とする。なお、A III 型において技術提案の提出までの期間を 1 ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

注2 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注3 基本方針：公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成 17 年 8 月 26 日閣議決定）

注4 WTO で段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）第 7 条第 1 項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に公示をしなければならないことに留意すること。

注 競争参加資格の確認結果の通知又は指名通知を行った後、競争参加資格がないと認めた理由又は非指名理由についての説明を求めることができるものとし、当該説明要求申立て期間（7 日）については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

図 2-9 技術提案評価型 A 型の入札・契約手続フロー

2-3 入札説明書への記載

入札説明書に明示すべき事項の例（段階選抜方式以外の場合）を以下に示す。

2-3-1 総論

(a) 工事概要

- ・総合評価落札方式の適用の旨
- ・各種試行方式（施工体制確認型等）の適用の旨

(b) 競争参加資格（入札参加要件）

- ① 企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること
- ② 企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が65点以上であること
- ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
- ④ 技術提案が適切であること

(c) 総合評価に関する事項

① 入札の評価に関する基準

- ・評価項目
- ・評価基準
 - ・評価項目ごとの評価基準
 - ・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値【技術提案評価型】
- ・得点配分

② 総合評価の方法

③ 落札者の決定方法

④ 評価内容の担保【技術提案評価型】

- ・技術提案内容の不履行の場合における措置
（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）

(d) 競争参加資格の確認等

- ① 提出を求める技術資料
- ② 配置予定技術者のヒアリングの有無
- ③ 競争参加資格確認結果の通知
- ④ 技術提案の採否の通知

(e) 予定価格算定時における施工計画の活用方法【技術提案評価型A型】

(f) 入札及び開札の日時

(g) 提案値の変更に関する事項

- ・施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱

(h) その他（技術資料の提出様式等）

※ 技術提案評価型A型に関する詳細は、2-8を参照のこと。

※『段階選抜方式』を試行する場合は、「一次審査（＝指名されるために必要な要件）」と「二次審査（＝総合評価に関する事項）」それぞれに係る事項を区分して明示する。

2-3-2 技術提案

なお、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表 2-4 及び表 2-5 に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 2-4 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH 値, SS 値)	工事排水 pH 値 8.5 以下	工事排水 pH 値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値 25mg/L 以下 (生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間 (12 月～3 月) と同じ月の過去 3 年間の平均測定値を上限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A) 以下	発電機室内騒音 75dB(A) 以下	発電機・原動機共通管体の標準的遮音性能を上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8 時間以下	作業時間 4 時間	標準案 1 班体制に対し 3 班体制を想定した場合の作業時間を上限として設定
アスファルト再生材の使用量 (t)	AS 再生材使用量 320t 超	AS 再生材使用量 806t	舗装再生便覧 (日本道路協会) に基づき上限値を設定

表 2-5 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性評価の場合

評価項目	入札説明書への記載例
共通	<ul style="list-style-type: none"> ●本工事は、施工方法等の技術提案を受け付け、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の工事である。 ●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大5項目（各項目についてA4用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t以上BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
粉塵対策	<ul style="list-style-type: none"> ●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
コンクリートの品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。

2-4 競争参加資格要件と総合評価項目

建設業許可、定期の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、総合評価の評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化することとしている。現在、企業評価のあり方、各評価段階での役割分担を検討しているところであり、以下は競争参加資格要件、段階選抜方式における一次審査の評価項目及び総合評価項目の役割分担の案である。

表 2-6 競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型）

資格要件・評価項目		施工能力評価型 I 型			施工能力評価型 II 型		
		参加要件	段階選抜※	総合評価	参加要件	段階選抜	総合評価
企業の能力等	地域精通度・貢献度等	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○
		工事成績	○	○	○	○	○
		表彰	×	○	○	×	○
		関連分野での技術開発の実績	×	△	△	×	△
		品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO 等)	×	△	△	×	△
		技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	×	△
		その他	△	△	△	×	△
	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	△	△	△	△
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	△	△
		災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	△	×	△
		ボランティア活動等	×	△	△	×	△
		その他	×	△	△	×	△
技術者の能力等	資格	○	△	△	○	△	
	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	
	工事成績	○	○	○	○	○	
	表彰	×	○	○	×	○	
	継続教育(CPD)の取組状況	×	△	△	×	△	
	その他	△	△	△	×	△	
	監理能力(ヒアリング)	×	×	△	×	×	
(施工計画) 技術提案	施工計画	○	×	×	×	×	
	施工計画の適切性(ヒアリング)	△	×	×	×	×	
	技術提案	×	×	×	×	×	
その他	施工体制	品質確保の実効性	×	×	△	×	
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	
	手持ち工事量	△	×	×	△	×	

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ 試行的に実施するとした場合の一次審査の評価項目の案を示したものであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続き見直しが必要であることから、施工能力評価型における段階選抜方式の試行については、当面実施しないものとする。

表 2-7 競争参加資格要件と総合評価項目案（技術提案評価型 S 型）

資格要件・評価項目		技術提案評価型 S 型(WTO 以外)			技術提案評価型 S 型(WTO)				
		参加要件	段階選抜	総合評価	参加要件	段階選抜	総合評価 ※1		
企業の 能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	×		
	工事成績	○	○	○	○※2	○※2	×		
	表彰	×	○	○	×	○※2	×		
	関連分野での技術開発の実績	×	△	△	×	△	×		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO 等)	×	△	△	×	△	×		
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	△	×	△	×		
	その他	△	△	△	×	△	×		
	地域精 通度、 貢献度等	地理的 条件	本支店営業所の所在地	△	△	△	×	△	×
			企業の近隣地域での施工実績の有	△	△	△	×	△	×
			配置予定技術者の近隣地域での施 工実績	△	△	△	×	△	×
災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	△	△	×	△	×		
ボランティア活動等		×	△	△	×	△	×		
その他	×	△	△	×	△	×			
技術者の 能力等	資格	○	△	△	○	△	×		
	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	×		
	工事成績	○	○	○	○※2	○※2	×		
	表彰	×	○	○	×	○※2	×		
	継続教育(GPD)の取組状況	×	△	△	×	△	×		
	その他	△	△	△	×	△	×		
	監理能力(ヒアリング)	×	×	△	×	×	×		
(施工 計画) 技術 提案	施工計画	×	×	×	×	×	×		
	施工計画の適切性(ヒアリング)	×	×	×	×	×	×		
	技術提案	○	×	○	○	×	○		
	技術提案の理解度(ヒアリング)	△	×	△	○	×	○		
その他	施工 体制	品質確保の実効性	×	×	△	×	×	△	
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	×	△	
	手持ち工事量	△	×	×	×	×	×		

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 WTO 対象工事で段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制（選択）のみを評価項目とすることを原則とする。なお、WTO 対象工事において「企業の能力等」及び「技術者の能力等」も総合評価で評価する試行工事について、今後検討する。

※2 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※3 段階選抜では技術提案を求めないことを原則とするが、建築工事など工種により必要に応じて技術提案を求めることを可能とする。

表 2-8 競争参加資格要件と総合評価項目案（技術提案評価型 A 型）

資格要件・評価項目		技術提案評価型 A型(WTO 以外)			技術提案評価型 A型(WTO)				
		参加要件	段階選抜	総合評価※1	参加要件	段階選抜	総合評価※1		
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	○	×	○	○	×		
	工事成績	○	○	×	○※2	○※2	×		
	表彰	×	○	×	×	○※2	×		
	関連分野での技術開発の実績	×	△	×	×	△	×		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO 等)	×	△	×	×	△	×		
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	×	×	△	×		
	その他	△	△	×	×	△	×		
	地域精通度・貢献度等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	△	×	×	△	×
			企業の近隣地域での施工実績の	△	△	×	×	△	×
			配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	×	×	△	×
災害協定の有無・協定に基づく活動実績		×	△	×	×	△	×		
ボランティア活動等		×	△	×	×	△	×		
その他		×	△	×	×	△	×		
技術者の能力等	資格	○	△	×	○	△	×		
	同種工事の施工実績	○	○	×	○	○	×		
	工事成績	○	○	×	○※2	○※2	×		
	表彰	×	○	×	×	○※2	×		
	継続教育(GPD)の取組状況	×	△	×	×	△	×		
	その他	△	△	×	×	△	×		
	監理能力(ヒアリング)	×	×	×	×	×	×		
(施工計画) 技術提案	施工計画	×	×	×	×	×	×		
	施工計画の適切性(ヒアリング)	×	×	×	×	×	×		
	技術提案	○	△	○	○	△	○		
	技術提案の理解度(ヒアリング)	○※3	×	○※3	○※3	×	○※3		
その他	施工体制	品質確保の実効性	×	×	△	×	×	△	
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	×	△	
	手持ち工事量	△	×	×	×	×	×		

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

※1 段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」（選択）は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案と施工体制（選択）のみを評価項目とする。

※2 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。

※3 ヒアリングは実施するが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術提案を審査・評価）。

2-5 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

なお、段階選抜方式を試行的に実施する場合には、2-6 で示す「企業的能力等」、「技術者の能力等」に係る事項の評価結果（評価点）に基づき、5～10者程度に絞り込むこととする。

技術提案評価型A型については、必要に応じて、「簡易な技術提案」を求め、「企業的能力等」及び「技術者の能力等」と合わせて評価し、3～5者程度に絞り込むこととする。

選抜されなかった者については、入札に参加できない。

（1）企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。

- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。

ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何㎡以上）、施工量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

（「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成22年3月29日付け 国地契第39号、国官技第371号、国営計第104号）参照）

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

(2) 施工能力評価型 I 型における施工計画

○施工計画

- ・施工能力評価型 I 型で求め、他のタイプでは求めない。
- ・発注者が示す仕様に基づき施工する上でどういう点に配慮して工事を施工するか（施工上配慮すべき事項）について、特に重要と考えられる工種に係る施工方法について記述を求める。または、これに代えて、環境対策等、特に配慮すべき事項について記述を求める。
- ・必要に応じて、記述に当たっての視点などを明示し、それらについて記述を求める。
- ・記述量は A 4 × 1 ~ 2 枚を基本とする。
- ・現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。「不可」の場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とする。
- ・施工計画の理解度に係る配置予定技術者へのヒアリングを施工計画の代替とすることも可能とする。

○配置予定技術者の施工計画の理解度（ヒアリング）

- ・施工計画の適切性（配置予定技術者の施工計画に対する理解度）を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。
- ・現場条件を踏まえて配慮すべき事項の説明の適切性を二段階で審査し、原則、適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。「不可」の場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とする。

(3) 技術提案評価型における技術提案

- ・技術提案の評価は総合評価の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とする。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、2-6-2 を参照のこと。

2-6 総合評価項目の審査・評価

2-6-1 評価項目及び配点の基本的な考え方

(1) 評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）及び技術提案評価型（S型、AⅠ型、AⅡ型、AⅢ型）の各タイプに係わらず、以下に示す3つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

- ① 企業の能力等
- ② 技術者の能力等
- ③ 技術提案（施工計画）

「①企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等の評価する。また、従来「企業の信頼性・社会性」として評価していた現地条件を熟知している等の地域精通度、地域住民が安心して工事を任せられる企業であるかという視点からの地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

「②技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接係わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等々を評価する。

「③技術提案（施工計画）」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

(2) 配点

配点の基本的な考え方は以下の通りである。

- ・総合評価は品質確保・向上の観点に特化する。
- ・品質確保の観点からは、企業に蓄積する技術力、工事の支援体制等が重要である一方、監理技術者の能力が重要であることから、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等は企業の能力等の中で評価し、企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で必要に応じて設定する。
- ・施工能力評価型Ⅰ型で求める施工計画は、原則、「可」「不可」で評価し、点数化しない。
- ・技術提案評価型では、品質向上の観点から、技術提案の配点を高く設定する。
- ・特に、技術提案評価型A型では、民間の高度な技術力を活用して品質向上を図る観点から、技術提案のみで評価する。
- ・WTO対象工事についても、原則、技術提案のみで評価する。

総合評価落札方式のタイプごとの具体的な配点割合は、表 2-9 に示す。

表 2-9 総合評価落札方式のタイプごとの配点割合

【施工能力評価型Ⅰ型】		
(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30) ^{※3}	
	段階選抜対象 40(30) ^{※3}	
施工計画 ^{※1} —	企業の能力等 ^{※2} 20(15) ^{※3}	技術者の能力等 20(15) ^{※3}

※1 施工計画 : 二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない。

※2 企業の能力等 : 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。

※3 () : 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

【施工能力評価型Ⅱ型】	
総合評価対象 40(30) ^{※2}	
企業の能力等 ^{※1} 20(15) ^{※2}	技術者の能力等 20(15) ^{※2}

※1 企業の能力等 : 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。

※2 () : 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

【技術提案評価型 S 型】

(WTO 以外)

総合評価対象 60(50) ^{※1}		
段階選抜対象 30(20or30) ^{※1}		
技術提案 30(30or20) ^{※1}	企業の能力等 ^{※2} 15(10or15) ^{※1}	技術者の能力等 15(10or15) ^{※1}

(WTO 対象)

総合評価対象 60(50)	段階選抜対象 30(20or30) ^{※1}	
技術提案 60(50) ^{※1}	企業の能力等 ^{※3} 15(10or15) ^{※1}	技術者の能力等 ^{※3} 15(10or15) ^{※1}

※1 () : 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※2 企業の能力等 : 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定し、配点は企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。(WTO対象の場合設定しない。)

※3 WTO 対象工事で段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。なお、WTO 対象工事において「企業の能力等」及び「技術者の能力等」も総合評価で評価する試行工事について、今後検討する。

※4 配点は選定する項目の数等に応じて1点程度増減しても差し支えない。

【技術提案評価型 A 型】

総合評価対象 70(50) ^{※1}	段階選抜対象 ^{※3} 40or60		
技術提案 70(50) ^{※1}	簡易な技術提案 ^{※2} 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※1 () : 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※2 簡易な技術提案は段階選抜方式で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※3 段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案と施工体制(選択)のみを評価項目とする。

※4 配点は選定する項目の数等に応じて1点程度増減しても差し支えない。

2-6-2 評価項目及び評価方法

(1) 企業・技術者の能力等

【評価項目】

企業・技術者の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業・技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

各評価項目の配点はバランス良く設定するものとするが、必須項目については、品質確保の確実性の観点から、工事特性に応じて配点を高めることが望ましい。

また、地域精通度・貢献度等については、企業の能力等の中で評価するものとし、企業の能力等の配点の半分を超えない範囲でバランス良く設定するものとする。

なお、複数の配置予定技術者で参加申請する場合は、配置予定技術者の評価点合計の最も低い者の評価点を対象とする。

※技術提案評価型A型においては、企業・技術者の能力等については、段階選抜方式を試行的に実施する場合に、一次審査でのみ評価することとし、二次審査（総合評価）では評価しない。これは、高度な技術提案を評価する観点から、技術提案のみで評価するためである。

また、評価項目と評価基準の例を 2-7 に示す。

【評価方法】

加算点の算出に当たっては、各評価項目の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。

○同種工事の施工実績

- ・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。
- ・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- ・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事(都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む)を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理(主任)技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。

○工事成績

- ・企業においては過去2年間、配置予定技術者においては過去4年間の同じ発注工種区分の工事成績評定点の平均点（全国：8 地方整備局＋北海道開発局＋沖縄総合事務局）とする。
ただし、データベースの整備状況に応じて、当該地整のみとすることや、3件程度の工事の平均とすることも可能とする。
- ・都道府県等の他の発注機関における工事成績を対象とすることも可能とするが、直轄工事における工事成績評定点との評価方法や平均点等の違いに留意すること。
- ・なお、事前に、当該期間の実績を有する企業、技術者が少ないことがわかっている場合は、必要に応じて対象期間を拡大できるものとする。

○表彰

- ・企業においては過去2年間、配置予定技術者においては過去4年間の、原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮できるものとする。
- ・企業においては優良工事表彰、配置予定技術者においては優良工事技術者表彰を基本とする。
- ・局長表彰、事務所長表彰等、表彰主体に応じて評価することも可能とする。

○地域精通度・貢献度等

地域精通度・貢献度等の評価項目は、企業の能力等の中で評価するものとし、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定するものとする。社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない。

○配置予定技術者の資格

- ・競争参加資格要件として求めた資格以外で当該工事に有効な資格がある場合には、資格の内容に応じて評価することも可能とする。

なお、企業及び技術者の施工実績、工事成績及び表彰の適用範囲は、表 2-10 を標準とする。

表 2-10 施工実績、工事成績及び表彰の適用範囲

対象	施工実績	工事成績	表彰
企業	過去15年間の 同種工事	同じ工種区分の 過去2年間の平均	同じ工種区分の 過去2年間の工事
技術者	過去15年間の 同種工事	同じ工種区分の 過去4年間の平均	同じ工種区分の 過去4年間の工事

(2) 配置予定技術者へのヒアリング

総合評価落札方式において、技術者の能力や技術提案の実現性を評価する上で配置予定技術者へのヒアリングは重要な判断要素となる。このため、配置予定技術者へのヒアリングについては、施工能力評価型 I 型及びWTO対象以外の技術提案評価型 S 型においては、配置予定技術者の監理能力又は技術提案（又は施工計画）の理解度を確認する必要がある場合に実施することとし、WTO対象の技術提案評価型 S 型及び技術提案評価型 A 型においては、必須とする。

また、ヒアリングを実施する場合は、不特定多数の競争参加者を対象にヒアリング日程の調整やその審査を行うことから、その手続きに要する潜在的な負担が大きく、十分な活用がなされていない現状にある。このため、ヒアリングを行うに際し、競争参加者数を絞り込む必要がある場合には、段階選抜方式を試行的に実施することとし、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ（一次審査）後にヒアリングを実施し、競争参加者・発注者双方の負担の軽減を図ることを基本的な考え方とするが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続き見直しが必要であることから、施工能力評価型における段階選抜方式の試行については、当面実施しないものとする。

技術提案評価型については、ヒアリングの実施の有無に係わらず、技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を試行的に実施するものとする。

なお、段階選抜方式は試行的に実施するものであり、統一的な実施方法については、今後検討する。

総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を表 2-11 に示す。

表 2-11 ヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	A型
			WTO対象	
ヒアリング	実施しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は施工計画に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する	必須。 ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない
段階選抜方式	実施しない	競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施する※	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に試行的に実施する	

※ 考え方としては記載のとおりであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続き見直しが必要であることから、施工能力評価型における段階選抜方式の試行については、当面実施しないものとする。

○配置予定技術者の監理能力（ヒアリング）

施工能力評価型 I 型及び技術提案評価型 S 型（WTO 対象工事を除く。）において、配置予定技術者の「監理能力」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「監理能力」に関しては、下表の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、「技術者の能力等」における過去の同種工事实績の評価点に係数を掛けることとする。

表 2-12 技術者ヒアリングにおける監理能力の評価視点（例）

視 点	内 容
役割	監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる
工程管理	工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
品質管理	品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
安全管理	安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
関係者との調整	関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
同種実績と当該工事との関係	同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる

<評価の基準例>

- ・評価視点の全てについて当てはまる場合 ⇒ 「十分な監理能力が確認できる」 × 1.0
- ・少なくとも2つ以上に当てはまる場合 ⇒ 「一定の監理能力が期待できる」 × 0.5
- ・上記以外 ⇒ × 0.0

※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できるものとする。

○技術提案評価型 S 型における配置予定技術者の技術提案の理解度（ヒアリング）

技術提案評価型 S 型において、配置予定技術者の「技術提案に対する理解度」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「技術提案に対する理解度」に関しては、表 2-13 の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、技術提案の評価点に係数を掛けることとする。

表 2-13 技術者ヒアリングにおける技術提案に対する理解度の評価視点（例）

視 点	内 容
技術提案の理解度	技術提案の内容、効果
施工上配慮すべき事項の適切性	技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> ・工程管理 ・品質管理 ・安全管理 ・関係者との調整

<評価の基準案>

評価基準	係数
<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。 ・上記について、工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる。 	× 1.0
<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。 ・上記について、一般的に説明できる。 	× 0.5
・上記以外	× 0.0

※必要に応じて、さらに細かく基準を設定できる。

(3) 技術提案評価型 S 型における技術提案

○ 求める内容等

技術提案評価型 S 型では、競争参加者に施工上の工夫等、以下の項目に係る技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定する。この場合、評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、重要な技術的課題を抽出し、特化した提案を競争参加者に求めるとともに、抽出した技術的課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。

また、定量的な評価項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定量的な評価項目を設定する場合には定性的な評価項目も併せて設定することを基本とする。

技術提案の指定テーマは、工事内容に応じ、1～2テーマを設定することとし、指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大5つを基本とする。提案数を超えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する。記述量は、

1 指定テーマにつきA 4・1～2枚程度を基本とする。

○評価方法

技術提案評価型の評価方法としては、技術提案による公共工事の品質向上の程度を評価すべきであるため、安易にキーワードの数により評価したり、競争参加者を選別するために無理に評価に差をつけるのではなく、技術提案による品質への効果を評価し、加算点に反映することとする。そのため、発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把握しておくことが重要である。

また、性能等に関する提案は、3-3の数値方式、定性的な評価項目に対する提案は3-3の判定方式に基づき、提案ごとに、例えば、優／良／可の3段階で評価することを基本とし、4段階以上で評価することもできるものとする。

また、技術提案の加算点は、各提案の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。

(4) 技術提案評価型A型における技術提案

技術提案評価型A型においては、総合評価項目として、以下の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、技術対話（ヒアリング）の実施に先立ち、技術提案の実現性や安全性等について審査を行う。

○ 技術提案（定量的及び定性的な評価項目）

- ・ 総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・ 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・ 環境対策等特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

○ 上記技術提案に係る具体的な施工計画

「技術提案（定量的及び定性的な評価項目）」については、数値提案を求める場合は提案値に対する定量的な評価だけではなく、当該提案値を実現するための具体的な施工方法に関する定性的な評価も併せて行うことを基本とする。

また、技術提案に係る評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、特性に応じて抽出した課題に特化した提案を競争参加者に求めるとともに、抽出した技術的課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。

加算点が低い場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するとともに、提案のインセンティブを高め、優良な技術提案による競争を促進する観点から、技術提案評価型A型の加算点は50点以上としている。

○ 評価方法

性能等に関する提案は、3-3 の数値方式、定性的な評価項目に対する提案は 3-3 の判定方式に基づき評価することを基本とする。

また、技術提案の加算点は、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より 20 点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない。

(5) 施工体制

いわゆるダンピング受注については、従前から対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価落札方式として、平成 18 年より当分の間行うこととされている「**6-1 施工体制確認型総合評価落札方式**」の試行を継続する。（「**6-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行**」参照）

2-7 評価基準及び得点配分の設定例

2-7-1 必須項目の設定例

【施工能力評価型 I 型】

評価項目		評価基準	配点			
総合評価	企業の能力等	①過去 15 年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8 点	8 点	
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0 点		
		②同じ工種区分の 2年間の平均成績	80 点以上	8 点	8 点	20 点
		75 点以上 80 点未満	5 点			
		70 点以上 75 点未満	2 点			
		70 点未満	0 点			
		③表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)	表彰あり	4 点	4 点	
			表彰なし	0 点		
	技術者の能力等	④過去 15 年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8 点	8 点
				より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4 点	
同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事				0 点		
		⑤同じ工種区分の 4年間の平均成績	80 点以上	8 点	8 点	
			75 点以上 80 点未満	5 点		
			70 点以上 75 点未満	2 点		
			70 点未満	0 点		
	⑥表彰(同じ工種区分の過去4年間の工事を対象)	表彰あり	4 点	4 点		
		表彰なし	0 点			
	⑦監理能力(ヒアリング)	十分な監理能力が確認できる	× 1.0	④の点数に乘じる		
		一定の監理能力が期待できる	× 0.5			
		上記以外	× 0.0			
	⑧施工計画	施工計画が適切に記載されている	可	不可の場合 不合格		
		施工計画が不適切である	不可			
	⑨配置予定技術者の施工計画に対する理解度(ヒアリング)	施工計画の説明が適切である	可	不可の場合、 ⑧の評価結果に関わらず 不合格		
		施工計画の説明が不適切である	不可			

$$\blacksquare \text{加算点} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + (\text{④} \times \text{⑦}) + \text{⑤} + \text{⑥}$$

※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2: 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

【施工能力評価型Ⅱ型】

評価項目		評価基準	配点		
① 企業 の 能力 等	過去 15 年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8 点	8 点	20 点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0 点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80 点以上	8 点	8 点	
		75 点以上 80 点未満	5 点		
		70 点以上 75 点未満	2 点		
70 点未満		0 点			
表彰(同じ工種区分の過去2 年間の工事を対象)	表彰あり	4 点	4 点		
	表彰なし	0 点			
② 技術 者 の 能力 等	過去 15 年間の 同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8 点	8 点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4 点	
			同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0 点	
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	80 点以上	8 点	8 点	
		75 点以上 80 点未満	5 点		
		70 点以上 75 点未満	2 点		
		70 点未満	0 点		
表彰 *同じ工種区分の過去4年間 の工事を対象	表彰あり	4 点	4 点		
	表彰なし	0 点			

■加算点=①+②

※1:競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2:競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

【技術提案評価型S型】WTO以外

		評価項目	評価基準	配点					
段階選抜	総合評価	企業の能力等	①過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	6点	6点	15点		
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点					
			②同じ工種区分の2年間の平均成績	80点以上	6点	6点			
		75点以上80点未満		4点					
		70点以上75点未満		2点					
		③表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)	表彰あり	3点	3点				
			表彰なし	0点					
		技術者の能力等	④過去15年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	6点		6点	15点
					より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	3点			
	同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事				0点				
	⑤同じ工種区分の4年間の平均成績	80点以上	6点	6点					
		75点以上80点未満	4点						
		70点以上75点未満	2点						
		70点未満	0点						
	⑥表彰(同じ工種区分の過去4年間の工事を対象)	表彰あり	3点	3点					
表彰なし		0点							
⑦監理能力(ヒアリング)	十分な監理能力が確認できる	×1.0	④の同種工事実績の点数に乘じる						
	一定の監理能力が期待できる	×0.5							
	上記以外	×0.0							
⑧配置予定技術者の技術提案に対する理解度(ヒアリング)	提案を十分に理解している	×1.0	⑨の点数に乘じる						
	提案を理解している	×0.5							
	上記以外	×0.0							
⑨技術提案	高い効果が期待できる	6点	6点 (×5提案) (不合格)	30点					
	効果が期待できる	3点							
	一般的事項のみの記載となっている	0点							
	技術提案が不適切である	不可							

※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2: 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

■加算点 = (①+②+③) + (④×⑦+⑤+⑥) + (⑧×⑨)

【技術提案評価型S型】WTO

段階選抜		評価項目	評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性(※1)	より同種性の高い工事(※2)の実績あり	9点	9点	15点
			同種性が認められる工事(※3)の実績あり	0点		
		発注者評価(※4)	高評価(※5)	6点	6点	
			平均的評価(※6)	3点		
低評価(※7)	0点					
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績(最大3件)	同種性・立場(1件当たり)(※1)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	3点	9点(3点×3件)	15点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	1点		
			同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
		発注者評価(1件当たり)	高評価	2点	6点(2点×3件)	
			平均的評価	1点		
			低評価	0点		

※ WTO 対象工事において段階選抜方式を試行的に実施する場合において、海外実績と国内実績を同等に評価する方法の案である。

※1: 企業・技術者の同種工事実績については、定型様式にて提出させる

※2: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※3: 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

※4: 同種実績の発注者に3段階で評価を依頼

※5: 国交省直轄の成績評定の場合、78点以上

※6: 国交省直轄の成績評定の場合、74点以上78点未満

※7: 国交省直轄の成績評定の場合、74点未満

総合評価	評価項目	評価基準	配点		
③技術提案		高い効果が期待できる	12点	12点(×5提案)	60点
		効果が期待できる	6点		
		一般的事項のみの記載となっている	0点		
④技術提案に対する理解度(ヒアリング)		提案を十分に理解している	×1.0	③の点数に乗じる	
		提案を理解している	×0.5		
		上記以外	×0.0		

※ WTO 対象工事においては、総合評価は技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。なお、WTO 対象工事において上記①②を総合評価で評価する試行工事について、今後検討する。

■ 加算点 = ③ × ④

【技術提案評価型A型】WTO以外

段階選抜		評価項目	評価基準	配点		
①企業の 能力等	過去15年間の同種工事实績		より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	20点
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満	2点		
70点未満			0点			
表彰(同じ工種区分の過去 2年間の工事を対象)		表彰あり	4点	4点		
		表彰なし	0点			
②技術者の 能力等	過去15年 間の同種工 事实績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	8点	8点	20点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	4点		
			同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績		80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
70点以上75点未満			2点			
70点未満			0点			
表彰(同じ工種区分の過去 4年間の工事を対象)		表彰あり	4点	4点		
		表彰なし	0点			
③ 簡易な技術提案			施工上の課題に対する考え方等	20点		

※ 段階選抜方式を試行的に実施する場合における案である。

※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2: 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

総合評価	評価項目	評価基準	配点		
④技術提案の良否		施工上の課題に対し、最も優位な効果が期待できる	最優	70点	70点
		施工上の課題に対し、優位な効果が期待できる	優	50点	
		施工上の課題に対し、効果が期待できる	良	30点	
		一般的事項のみの記載となっている	可	0点	
		技術提案が不適切である	不可	(不合格)	

■加算点=④

【技術提案評価型A型】WTO

段階選抜		評価項目	評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	同種性(※1)	より同種性の高い工事(※2)の実績あり	11点	11点	21点
			同種性が認められる工事(※3)の実績あり	0点		
		発注者評価(※4)	高評価(※5)	10点	10点	
			平均的評価(※6)	5点		
低評価(※7)	0点					
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績(最大3件)	同種性・立場(1件当たり)(※1)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事	4点	12点(4点×3件)	21点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事	2点		
			同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
		発注者評価(1件当たり)	高評価	3点	9点(3点×3件)	
			平均的評価	1点		
			低評価	0点		
③ 簡易な技術提案			施工上の課題に対する考え方等	20点		

※ WTO 対象工事において段階選抜方式を試行的に実施する場合において、海外実績と国内実績を同等に評価する方法の案である。

※1: 企業・技術者の同種工事実績については、定型様式にて提出させる

※2: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※3: 競争参加資格要件と同等の同種性が認められる工事

※4: 同種実績の発注者に3段階で評価を依頼

※5: 国交省直轄の成績評定の場合、78点以上

※6: 国交省直轄の成績評定の場合、74点以上78点未満

※7: 国交省直轄の成績評定の場合、74点未満

総合評価	評価項目	評価基準	配点		
④技術提案の良否		施工上の課題に対し、最も優位な効果が期待できる	最優	70点	70点
		施工上の課題に対し、優位な効果が期待できる	優	50点	
		施工上の課題に対し、効果が期待できる	良	30点	
		一般的事項のみの記載となっている	可	0点	
		技術提案が不適切である	不可	(不合格)	

■ 加算点 = ④

2-7-2 施工能力評価型及び技術提案評価型S型の選択項目の設定例

○企業の能力等について

評価項目	評価基準
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無	特許権、実用新案権の取得、建設技術審査証明の交付又はNETISへの登録あり かつ、工事への適用実績あり
	特許権、実用新案権の取得、建設技術審査証明の交付又はNETISへの登録あり
	該当なし
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済み
	認証を未取得
技能者の配置状況、作業拠点の有無 施工機械の保有状況等の施工体制	施工体制が確保されている
	工事の実施に当たり、施工体制が整備されている

○技術者の能力等について

評価項目	評価基準
主任(監理)技術者の保有する資格 ^(※)	資格要件で求める資格以外で当該工事に有効な資格
	1級土木施工管理技士または技術士
	2級土木施工管理技士
継続教育(CPD)の取り組み状況	継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)
	継続教育の証明なし

(※) 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。

○地域精通度・貢献度等について

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇県内に本店、支店又は営業所あり
	〇〇県内に拠点なし
過去 15 年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去 15 年間の配置予定技術者の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去 5 年間の災害協定等に基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害対応協定に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり
	災害協定の締結あり
	活動実績なし

- (※) 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。
- ・配点や年数等については、工事特性(工事内容、規模、要求要件等)や地域特性に応じて適宜設定してよい。
 - ・社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定する。

○施工体制について

評価項目	評価基準
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
	その他
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
	その他

2-7-3 技術提案評価型 A 型における評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案評価型 A 型における技術提案に関する評価項目の設定例

表 2-14 技術提案評価型 A 型の技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目		適用		
	定性評価	定量評価	A I・A II 型	A III 型	
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト(維持管理費)、補償費※	○	○	
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法		○	○	
	景観		○		
		機械設備等の処理能力	○		
社会的要請への対応		施工期間(日数)	○	○	
		貴重種等の保護・保全対策	○	○	
		汚染土壌の処理対策	○	○	
		地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	○	○	
		周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ₂ 排出量	○	○
		現道の交通対策	交通規制期間	○	○
		濁水処理対策	濁水発生期間、pH 値、SS 値	○	○

※ 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

(2) 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例
 (交差点立体化工事【A I型】)

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内の工事実施が困難であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求めめる。
なお、構造の成立性については、目的物の構造及び安定計算、解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> 維持管理の容易性を踏まえた 本体構造の工夫	維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で優位な工夫が見られる。
		維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。
	<定性評価> コンクリートのひび割れ制御 に関する品質管理方法	構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に、優位な工夫が見られる。
		構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日
		現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
	<定性評価> 周辺住民の生活環境維持対策	現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
	<定性評価> 現道の交通対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。		
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画 （確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
		施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

(3) 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例
(橋梁工事【AⅡ型】)

現地の条件により想定される有力な構造形式が複数存在する橋梁工事であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。
なお、構造の成立性については、目的物の構造及び安定計算、解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

評価項目		評価基準
技術提案	<定量評価> ライフサイクルコスト	〇〇年間に必要となる維持管理費 維持管理費は、各使用材料別の耐用年数に基づき算出する。
	<定性評価> ライフサイクルコスト低減のための対策	維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する優位な工夫が見られる。
		維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。
		維持管理に関して一般的な方策のみの記載となっている。
	<定性評価> 維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫	維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で優位な工夫が見られる。
		維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。
<定性評価> 品質検査方法	施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために優位な工夫が見られる。	
	施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために工夫が見られる。	
	施工中における溶接部等の品質検査方法について、一般的な方策のみの記載となっている。	
<定性評価> 景観	周辺環境に調和したデザインになっており、景観に対する優位な工夫が見られる。	
	周辺環境に調和したデザインになっている。	
	不適切ではないが、一般的なデザインになっている。	
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画 (確実な工程計画) ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

(4) 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例
 (重力式コンクリートダム本体工事【AⅢ型】)

ダム本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> コンクリート(骨材)の品質 管理方法	原石山の状況を十分に踏まえて、骨材の採取、製造に際しての品質管理に、優位な工夫が見られる。
		原石山の状況を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
技術提案	<定量評価> 施工期間(日数)	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
技術提案	<定性評価> 濁水処理対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画(確実な工程計画) ・ 安全性	現地条件(地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等)を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

2-8 技術提案評価型A型におけるその他手続き・留意事項

2-8-1 入札説明書の記載事項

(1) 発注者が明示すべき事項

1) 発注者の要求事項

発注者の要求事項として、工事目的物の性能・機能等の要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、技術提案を求める範囲、施工条件等を入札説明書等、契約図書への明示を徹底する。

特にAⅠ型及びAⅡ型については発注者が標準案を提示しないため、発注者の要求事項を詳細に明示することが重要である。具体例を以下に示す。

表 2-15 発注者の要求要件の明示の例

要求事項		AⅠ型	AⅡ型
工事内容		【交差点立体化工事】 <ul style="list-style-type: none"> ● 道路アンダーパス ● 切り回し道路 ● 本線拡幅 ● 連結側道 ● 道路付属施設 	【橋梁工事】 <ul style="list-style-type: none"> ● 下部工 ● 上部工 ● 仮設工
要求要件	最低限の要求要件	〔目的物に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、用地幅 ・ 道路規格、設計速度 ・ 幅員 ・ 道路構造令等基準類の準拠 〔施工に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数が最大〇〇日以内 ・ 施工計画が適正であること 	〔目的物に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 架設地点 ・ 道路規格、設計速度 ・ 幅員 ・ 道路橋示方書等基準類の準拠 ・ 100年間の維持管理費が最大〇〇円以内 〔施工に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画が適正であること
	上限値（最高得点を与える状態）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数の目標値が△△日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100年間の維持管理費の目標値が▽▽円
技術提案を求める範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物の構造形式 ・ 構造の成立性の検証方法 ・ 温度応力や配合等、コンクリートのひびわれ抑制対策 ・ 施工中の騒音、振動、粉塵の抑制対策 ・ 現道の交通について、安全性を確保するための対策 ・ 上記項目の施工計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物の構造形式 ・ デザイン ・ 構造の成立性の検証方法 ・ 維持管理を容易とするための提案 ・ 施工中の溶接部等の品質検査方法 ・ 上記項目の施工計画
施工条件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制時間 ・ 規制時幅員、確保車線 ・ 施工時間帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入道路 ・ 施工時間帯

2) 設計数量等の提出要請

A. 設計数量の提出

発注者は競争参加者に対し、当該技術提案を作成した際の基礎となっている設計数量について、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応させた数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。数量総括表及び内訳書のイメージを次頁に示す。

なお、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、AⅠ型及びAⅡ型は直接工事費及び共通仮設費の積上げ計算に必要な数量を基本とし、AⅢ型はそれらのうち技術提案を求める部分のみとする。具体例を以下に示す。

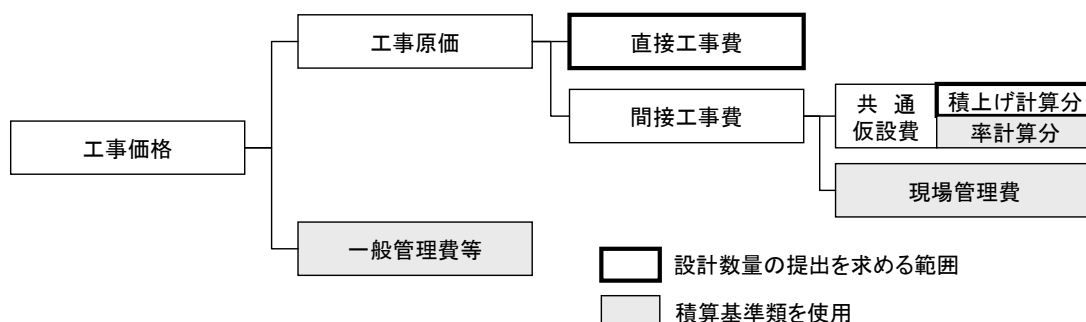


図 2-3 設計数量の提出を求める範囲

表 2-16 設計数量の提出を求める範囲の例（橋梁工事の場合）

工種等	種別等	AⅠ・AⅡ型 【設計・施工一括発注方式による橋梁工事（下部工・上部工）の例】	AⅢ型 【橋梁上部工工事において現道作業期間の短縮を図る提案を求める例】
下部工	土工	○	—
	橋台工	○	—
	橋脚工	○	—
	基礎工	○	—
上部工	橋体工（製作・運搬含む）	○	△
	架設工	○	△
	支承工	○	△
	床版工	○	△
	伸縮装置	○	△
仮設工（仮設道路等）		○	△
共通仮設費	積上げ計算分	○	△
	率計算分	—	—

○：設計数量の提出を求める。

△：競争参加者の判断により、標準案から変更する場合に必要な設計数量を提出する。

—：設計数量の提出を求めない。

B. 見積の提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等の見積が必要な場合には、見積の提出を要請する。競争参加者は、改善された技術提案の審査を経て、要請された見積を提出する。

数量総括表					第〇号 主桁架設一式 数量内訳書				
工事区分	工種	種別	細別	規格	名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホストンションT桁製作	主桁製作		主桁架設		日	〇.〇〇	
					架設機械据付・解体		式	1	
					軌道敷設・撤去		m	〇.〇〇	
					機械器具費		式	1	
					アンカー工		個	〇.〇〇	
					計				
			主桁製作				本	7	
			主桁製作設備				式	1	第〇号内訳書
	コンクリート橋架設工						式	1	
			主桁架設	架設桁架設			式	1	第〇号内訳書
共通仮設							式	1	
	共通仮設費 (積上げ分)						式	1	
		安全費					式	1	第〇号内訳書
	共通仮設費 (率分)								

図 2-10 A I 型及び A II 型における数量総括表と内訳書のイメージ

数量総括表					第〇号 主桁架設一式 数量内訳書				
工事区分	工種	種別	細別	規格	名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホストンションT桁製作	主桁製作		主桁架設		日	〇.〇〇	
					架設機械据付・解体		式	1	
					軌道敷設・撤去		m	〇.〇〇	
					機械器具費		式	1	
					アンカー工		個	〇.〇〇	
					計				
			主桁製作						
			主桁製作設備						
	コンクリート橋架設工						式	1	
			主桁架設	架設桁架設			式	1	第〇号内訳書
共通仮設							式	1	
	共通仮設費 (積上げ分)						式	1	
		安全費					式	1	第〇号内訳書
	共通仮設費 (率分)								

図 2-11 A III 型における数量総括表と内訳書のイメージ

C. 留意事項

a. 各種資料の提示

技術提案の作成に参考となる各種資料（地質調査結果、標準案を示す場合は設計業務報告書、図面等）を入札説明書に明示し、要請があれば競争参加者への閲覧等により示す。

また、当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアやNETIS等に公開されている技術がある場合には、あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示する。

b. 技術提案書の分量

発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努める。

c. 検討期間の確保

優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を十分に確保する。

d. リスク分担の明示（設計・施工一括発注方式の場合）

契約時点での不確定要因（施工条件、地質条件等）を抽出し、契約時と状況が異なった場合に、発注者及び受注者のどちらの負担とするかを契約図書に明示する。

e. 設計の照査（設計・施工一括発注方式の場合）

設計・施工一括発注方式においては、詳細（実施）設計終了後の照査が品質の確保上重要であり、必要に応じて概略設計や予備（基本）設計を実施したコンサルタント等の活用を図る。

(2) 自由提案の受け付け

発注者が指定した評価項目以外に、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者からの提案が見込まれる場合にはこれらについての創意工夫等の自由提案を受け付け、加点項目として評価することが考えられる。

その場合は、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨、及び評価における扱い（例えば「最大〇点加算」等）を明示することが必要となる。

(3) 技術提案の審査

技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者、公的機関の研究所（例えば独立行政法人土木研究所、国土交通省各地方整備局等の技術事務所及び国土技術政策総合研究所等）の研究者等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

1) 発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がないか確認する。

2) 技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法については、NETIS等の活用や、提案者への実績や試験データの請求等により情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

3) 設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について、以下の事項を確認する。

[確認事項の例]

- ・積算基準類における工事工種体系に沿っているか
- ・技術提案内容に応じた内訳となっているか
- ・工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
- ・積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか 等

2-8-2 技術提案の改善（技術対話）

技術提案評価型A型では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第13条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。入札説明書の記載例を以下に示す。

[入札説明書の記載例]

() 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で（ ）に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、（ ）に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1) 技術対話の実施

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

A. 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

B. 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

C. 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

D. 見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

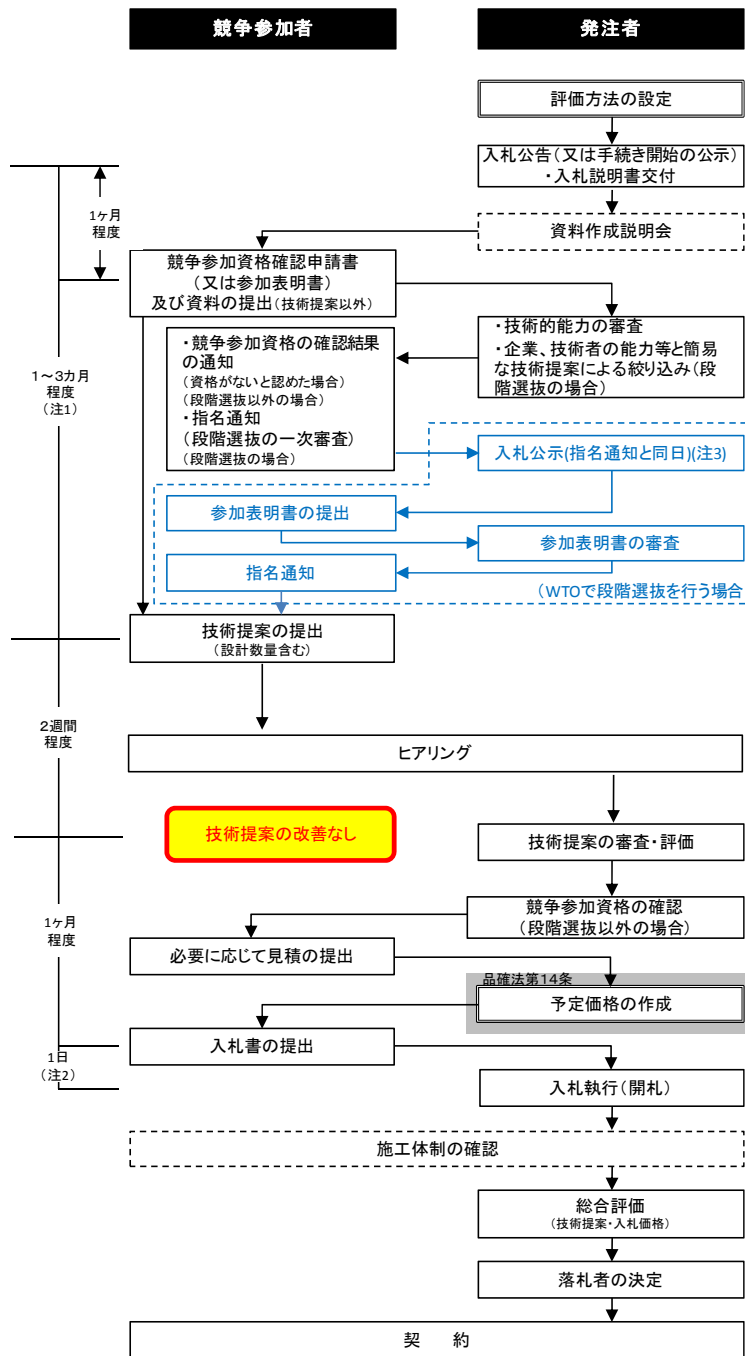
4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

予定価格算定の対象とする技術提案を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

なお、技術提案評価型A型では、技術提案の改善を行うことを基本とするが、工事内容に応じて改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続きを簡素化することも可能とする。



注1 AI型及びAII型の場合は2~3ヶ月程度、AIII型の場合は1~2ヶ月程度を基本とする。なお、AIII型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

注2 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注3 WTOで段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)第7条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

注 競争参加資格の確認結果の通知又は指名通知を行った後、競争参加資格がないと認めた理由又は非指名理由についての説明を求めることができるものとし、当該説明要求申立て期間(7日)については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

図 2-42 技術提案評価型 A 型の入札・契約手続フロー
(技術提案の改善を行わない場合)

2-8-3 予定価格の作成

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる（品確法第14条）。

技術提案評価型A型においては、競争参加者から発注者の積算基準類にならない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができる。

予定価格は、結果として最も優れた提案を採用できるように作成する必要があり、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、すべての競争参加者に周知しなければならない。

〔入札説明書における記載例〕

（ ） 予定価格算定時における施工計画の活用方法

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

(1) 予定価格の算定方法選定の考え方

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という。）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

- ① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格（最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値）を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技

術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定するには「(2)1 設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

表 2-17 予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長 所	短 所
① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のB〕	<ul style="list-style-type: none"> ● VFMの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。 	<ul style="list-style-type: none"> ● Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のE〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ● 入札時点での競争性が確保される可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のD〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ● 入札時点での競争性が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格 〔図中のE'〕	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ● VFMの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

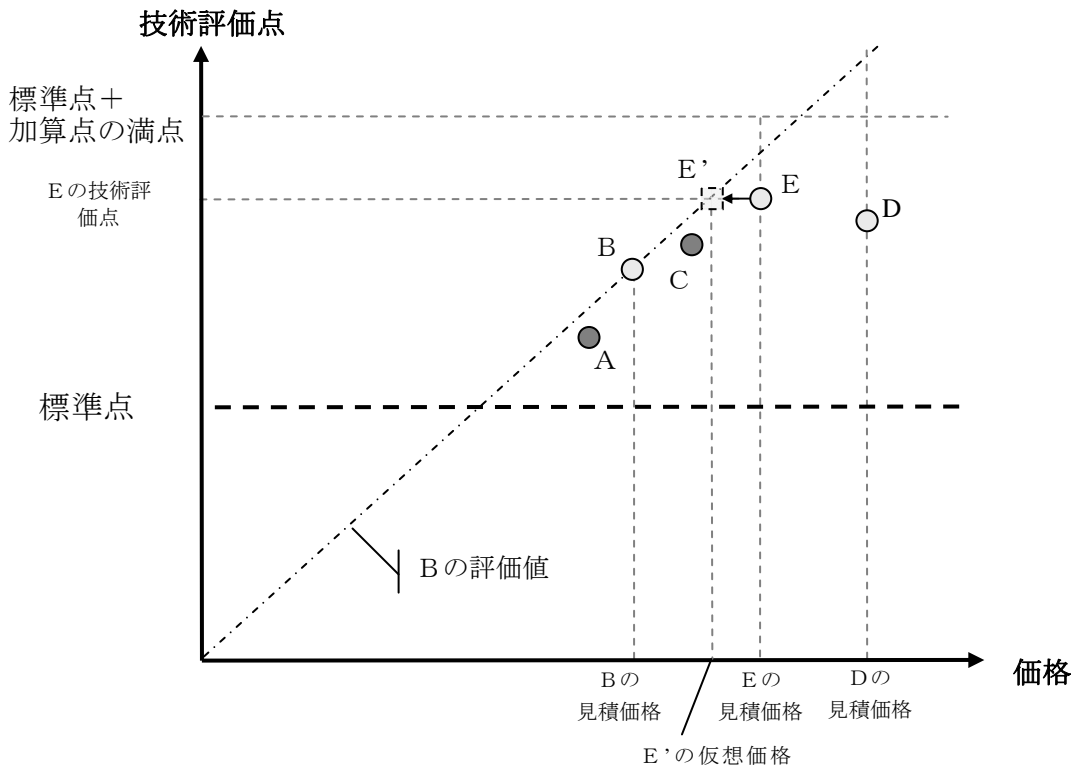


図 2-13 予定価格の算定方法選定のイメージ

(2) 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

1) 設計数量等の確認

予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行う。市場の実勢調査に基づいた歩掛や単価を当該工事に適用する場合、積算基準類の策定担当部局と調整を図る必要がある。

なお、各社固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認する。

2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。

- 土木請負工事工事費積算要領
- 土木請負工事工事費積算基準
- 土木工事標準歩掛
- 請負工事機械経費積算要領
- 共通仮設費算定基準 等

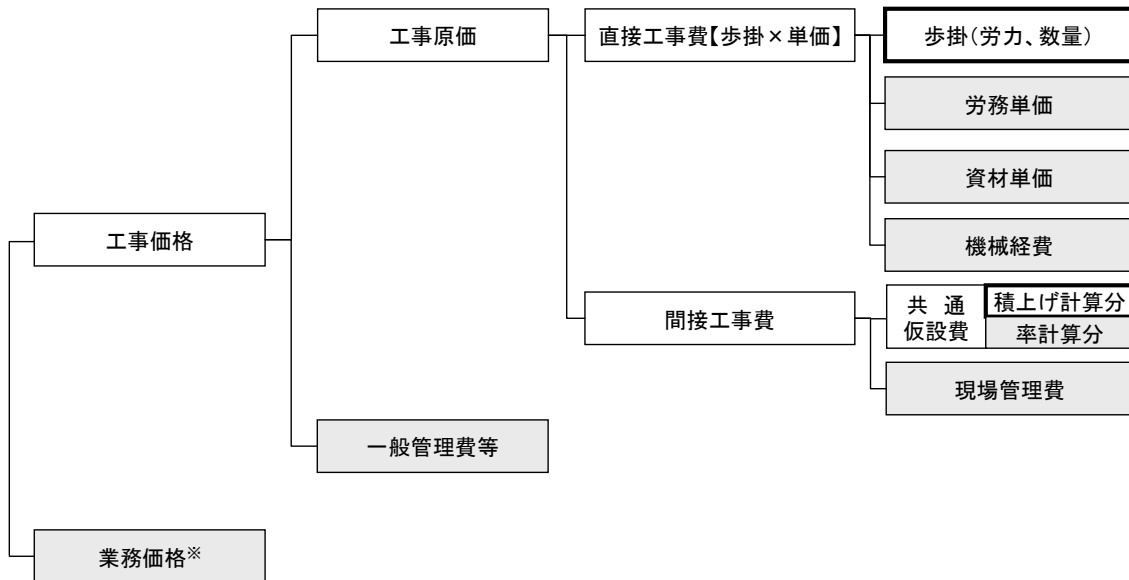
A. 歩掛

歩掛については、標準歩掛や新技術活用支援施策におけるパイロット歩掛を使用する。

ただし、工期の短縮を技術提案で求めている場合等、標準歩掛等が無い場合や標準的な施工でない場合は、技術提案や特別調査の歩掛を参考に決定する。

B. 労務単価、資材単価、機械経費

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。



積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の設計数量等を参考にする。
 積算基準類を使用

※設計・施工一括発注方式の場合には設計費を計上

図 2-5 予定価格算定における競争参加者の数量等の使用範囲

第〇号 架設機械据付・解体1式当たり内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁世話役		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
橋梁特殊工		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
普通作業員		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
トラックレーン賃料	油圧式〇t吊	日	〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
諸雑費		式	1		〇〇〇	端数整理
計					〇〇, 〇〇〇	

第〇号 安全費(積上げ分)一式内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
計					〇〇, 〇〇〇	

: 積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の数量等を参考にする。

: 積算基準類を使用。

図 2-6 競争参加者の数量等を使用した予定価格算定の例

3) 学識経験者の意見聴取

高度技術提案型において、競争参加者からの技術提案を基に作成する予定価格の妥当性を確保するため、技術提案の審査にあたっては、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴く必要がある(品確法第14条)。

A. 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

B. 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

(3) 低価格入札への対応

現在の課題として、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定し、調査基準価格を設定しているが、その一方で、競争参加者は各々の提案に基づき入札してくるため、調査基準価格が実質的な意味をなしていない状況となっている。

このため、技術提案評価型A型については、競争参加者から提出される見積に基づき、競争参加者ごとに予定価格・調査基準価格を設定することについて、既存法令との関係を踏まえ、今後の検討課題とする。

当面、技術提案評価型A型については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、施工体制確認型総合評価落札方式を試行する。

この際、技術提案に基づき予定価格を作成する工事における施工体制確認の基準価格については、予定価格に見積を採用された者については、従来の低入札価格調査基準価格を基準価格とし、それ以外の者については、その者の見積を基に低入札価格調査基準価格に相当する価格を算定し、基準価格とする。(図 [2-7](#) 参照)

また、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。

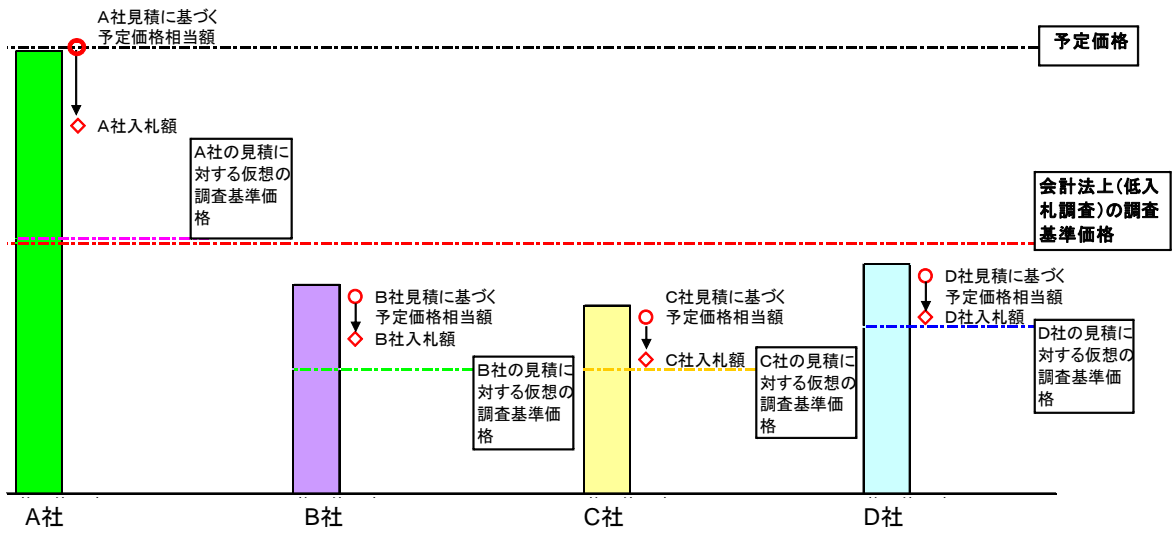


図 2-7 施工体制確認の際の調査基準価格の算定イメージ

3. 総合評価の方法

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法は、大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議の結果として、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年3月27日付け建設省会発第172号）及び「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙）にその原則が定められている。また、総合評価管理費を計上しない現行の評価方法については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」（平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号）に定められており、本ガイドラインにおいては、これらの規定に基づき、その具体的な評価の考え方を記載する。

3-1 評価値の算出方法

施工能力評価型、技術提案評価型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法としては、国土交通省においては除算方式を採用している。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- 加算点：表2-9のとおりとする。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

3-2 加算方式及び除算方式の特徴

評価値の算出方法の基本的な考え方としては、加算方式と除算方式がある。現在国土交通省の総合評価落札方式においては、財務省との包括協議により、評価値の算出方法として除算方式を採用しているが、加算方式による評価値の算定は、上記の包括協議の範囲を逸脱することから、その採用にあたっては事前に財務省との個別案件毎の協議を行う必要があることに留意する必要がある。

加算方式における評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される

場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工事品質の確保を図る場合などに適用が考えられる方式である。一方、除算方式における評価値は、VFM(Value for Money)の考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る場合などに適用が考えられる方式である。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられ、極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用を図ることも考えられる。なお、加算方式の適用については、今後の実施状況を踏まえ、引き続き検討が必要である。

いずれの方式においても、技術評価点については、各発注者が工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて適切に設定することが重要である。加算方式において価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合や、除算方式において標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合には、工事の品質が十分に評価されない結果となることに留意する必要がある。

(1) 加算方式

① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法の例

- $A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して高くなることから低価格入札を助長する恐れがある。例えば、次式のように入札価格が調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる等の方法も考えられる。

- $A \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \alpha \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$ ($\alpha < 1$ とする。)

③ 技術評価点の設定の考え方

- 価格評価点に対する技術評価点の割合は工事特性に応じて適切に設定する。

④ 特徴

- 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。
- 加算方式は、得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的に変化する特徴を有している。
- したがって、加算方式では工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上（得点率の向上）と施工コスト縮減（入札率の低下）のバランスがとれた応札が期待できる。

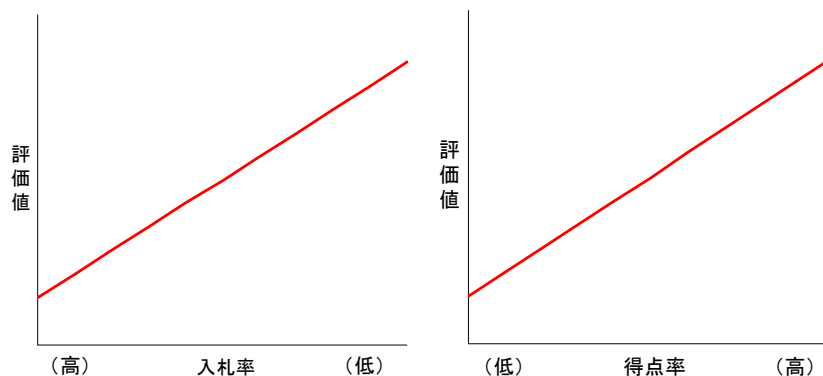


図 3-3-1 加算方式の評価値

(2) 除算方式

① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

② 技術評価点の設定の考え方

- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- 加算点：表 2-9 のとおりとする。
- 加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大し設定することが望ましい。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

③ 特徴

- VFMの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。
- 除算方式は、得点率を上げて評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下げると評価値は累加的に増加する特徴がある。
- したがって、除算方式では得点率を上げるよりも入札率を下げる方が高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上（得点率の向上）よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札（入札率の低下）を行う傾向が強くなる。

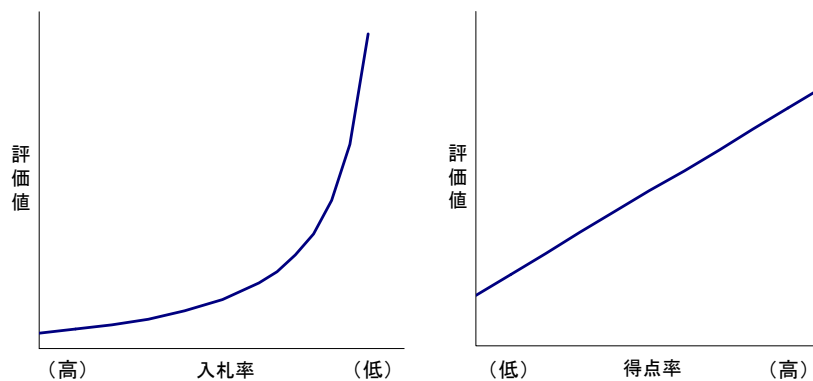


図 3-3-2 除算方式の評価値

3-3 技術評価点の算出方法

(1) 評価項目ごとの評価基準

評価項目ごとの評価基準については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号)に従い、評価項目の特性を踏まえ、次の1)による定量的な評価基準、または下記2)、3)のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

1) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

2) 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの提案内容が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式。

この場合、例えば3階層(優/良/可)による判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当するものにはその50%、可は0点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

3) 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、提案内容を順位付けし、順位に対応した点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分した点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大または過小となる場合があるため、使用にあたっては十分な留意が必要である。

(2) 技術評価点の算出方法

評価項目ごとに算定された評価結果から技術評価点（除算方式の場合には加算点）を算出するにあたって、施工能力評価型、技術提案評価型S型については、素点計上方式により技術評価点を算出することとする。また、技術提案評価型A型については、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合は、この限りではない。

表 3-1 技術評価点の算定方法

	概 要	長 所	短 所
素点計上方式	各評価項目の得点（素点）の合計点を技術評価点とする方式。	<ul style="list-style-type: none"> 得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。 加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。
一位満点方式	各評価項目の得点（素点）の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> 技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。
一位満点・最下位0点方式	各評価項目の得点の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、最低点の競争参加者には0点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> 技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。 競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。

4. 総合評価落札方式の結果の公表

4-1 評価結果の公表

発注者は入札・契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国地契第26号）に基づき、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、契約後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 競争参加資格（段階選抜方式を試行的に実施する場合は、指名されるために必要な要件（入札参加者に要求される資格、入札参加者を選定するための基準））
- ③ 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 評価項目ごとの評価基準
 - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
 - ・ 得点配分
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の価格評価点（加算方式の場合）
- ④ 各業者の技術評価点
- ⑤ 各業者の評価値
- ⑥ 技術提案の改善過程（技術提案評価型A型の場合）

落札結果の公表イメージを表 4-1 に、技術力評価結果の公表イメージを表 4-2 に示す。

段階選抜方式を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保

及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に技術力評価結果として公表するものとする。

表 4-1 落札結果の公表イメージ

予定価格 (消費税抜き)	300,000,000 円
調査基準価格 (消費税抜き)	258,000,000 円
基準評価値 (×1,000,000)	0.33333

入札調書 (総合評価落札方式)

1. 件名 ○○○○工事
 2. 所属事務所 ○○○○工事事務所
 3. 入札日時 平成○○年○月○○日 ○○時○○分

執行員
立会員

業者名	第1回 入札価格 (千円)	加算点 + 施工体制評価点	標準点 + 加算点 + 施工体制評価点	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥基準 評価値	第2回 入札価格 (千円)	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥基準 評価値	備考	摘要
A社	320,000	—	—	—						予定価格超過
B社	312,000	—	—	—						予定価格超過
E社	293,000	85.000	185.000	0.63139	○					落札
G社	345,000	—	—	—						予定価格超過
I社	280,000	63.500	163.500	0.58392	○					

上記金額は入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。

表 4-2 技術力評価結果の公表イメージ

技術力評価点の内訳

1. 件 名 ○○○○工事

業者名	標準点	施工体制評価点			加算点						
		品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	評価点の合計	企業の能力等		技術者の能力等	技術提案			加算点の合計
					地域精通度・貢献度等	評価点		評価点	評価点	ヒアリング回数	
評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	
A社					15		12	30	1.0	30.000	57.000
B社					12		12	23	0.5	11.500	35.500
E社	100	15	15	30	15		10	30	1.0	30.000	55.000
G社					13		10	8	0.5	4.000	27.000
I社	100	15	15	30	10		12	23	0.5	11.500	33.500

一次審査結果表

1. 件 名 ○○○○工事
 2. 発注機関 ○○○○地方整備局
 3. 指名通知日 平成○年○月○日

業者名	企業の能力等		技術者の能力等	一次審査合計	指名の有無	指名されなかった理由
	地域精通度・貢献度等	評価点				
A社	15		12	27.0	○	
B社	12		12	24.0	○	
C社	10		10	20.0	×	入札公告○○に示す一次審査の評価点合計が上位5者以内に含まれなかったため
D社	8		8	16.0	×	入札公告○○に示す一次審査の評価点合計が上位5者以内に含まれなかったため
E社	15		10	25.0	○	
F社	13		8	21.0	×	入札公告○○に示す一次審査の評価点合計が上位5者以内に含まれなかったため
G社	13		10	23.0	○	
H社	10		7	17.0	×	入札公告○○に示す一次審査の評価点合計が上位5者以内に含まれなかったため
I社	10		12	22.0	○	
J社	12		8	20.0	×	入札公告○○に示す一次審査の評価点合計が上位5者以内に含まれなかったため
K社	8		6	14.0	×	入札公告○○に示す一次審査の評価点合計が上位5者以内に含まれなかったため

技術提案評価型A型においては、技術対話における公平性、透明性を確保するため、契約締結後速やかに評価結果とともに、⑥の技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある（品確法第13条）。

改善過程の公表内容としては、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

具体的に表 4-3 に示す技術提案内容と改善内容に対し、改善過程の公表イメージを表 4-4 に示す。

表 4-3 技術提案の改善過程の具体例

技術提案の内容	橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。
改善の内容	<p>[発注者からの指摘事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・ 提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。 <p>[自発的な改善事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

(3) 苦情及び説明要求等への的確な対応

総合評価の審査結果については、競争参加者からの苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった競争参加者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該競争参加者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の技術力評価の結果を提供する。

表 4-4 技術提案の改善過程の公表イメージ

工事件名	〇〇〇高架橋工事
事務所名	△△国道事務所
入札公告	年 月 日
技術提案の提出	年 月 日
技術対話	年 月 日
技寿提案の再提出	年 月 日

【技術提案の改善に係る過程の概要】

項 目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため〇〇工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自発的に改善				

4-2 技術提案等の採否に関する詳細な通知

(1) 技術提案の採否の通知

技術提案等の採否に関する通知は、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年4月9日付け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号）に基づき適切に実施することとする。

(2) 技術提案の評価結果の通知

技術提案評価型S型を対象として、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

これは、技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知するものである。具体的な評価内容の通知例は、図4-1のとおりである。

なお、施工能力評価型I型における施工計画については、技術提案ではなく、施工上配慮すべき事項について二段階で審査し、原則、可か不可で評価することとしている。万が一点数化して評価する場合は、本評価結果の通知の対象とする。

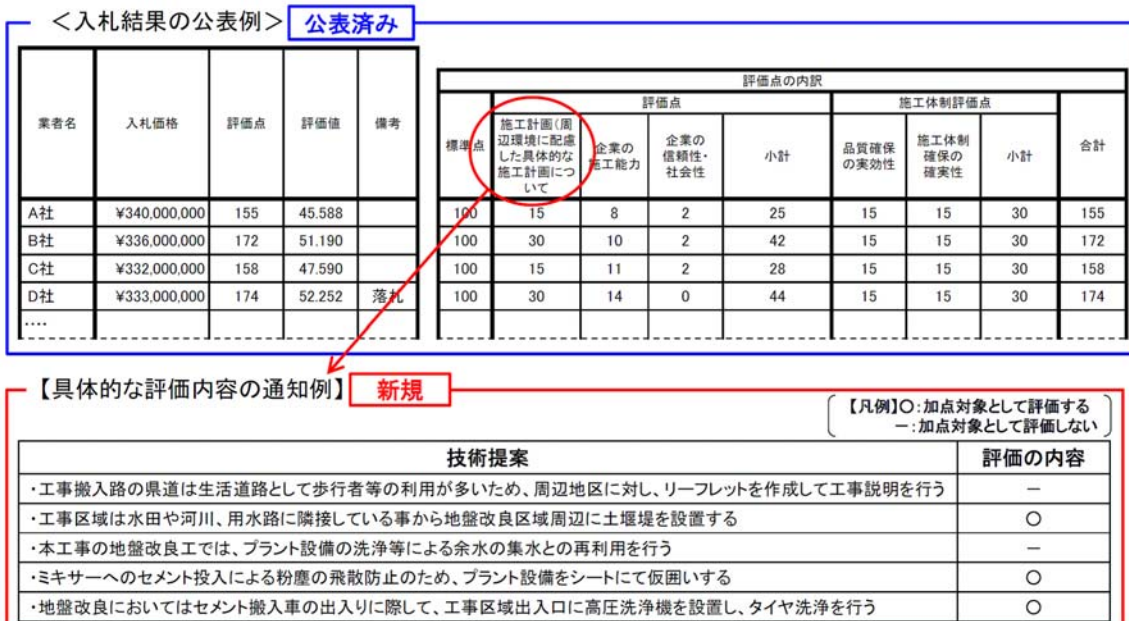


図 4-1 技術提案の評価結果の通知

(3) 問い合わせ窓口の設置

技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口を、各地方整備局に設置するものとする。

問い合わせ窓口の設置のイメージは、図 4-2 のとおりである。

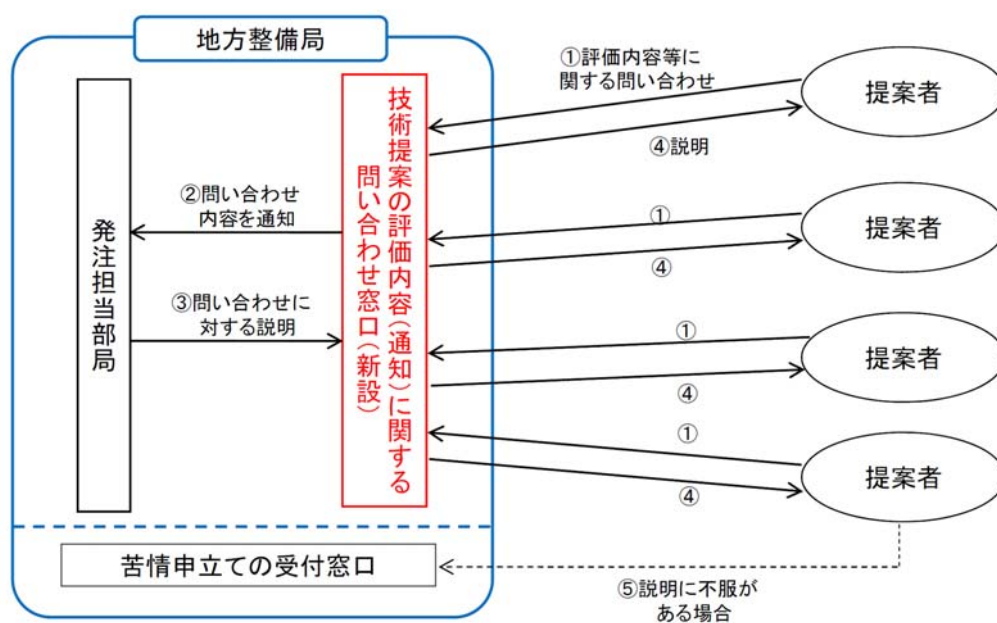


図 4-2 問い合わせ窓口の設置

4-3 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。このため、各地方整備局等においては、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）に基づき、地方整備局等の本局に総合評価委員会を設置することとする。

(1) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法等を定めようとするときは、各地方整備局等に設置された総合評価委員会において学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者の決定についても意見を聴く。

1) 総合評価落札方式の実施方針に関すること

総合評価落札方式の適用工事を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

2) 複数の工事に共通する評価方法に関すること

入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び落札者の決定方法を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

3) 必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定に関すること

特に、技術提案評価型の総合評価落札方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するために学識経験者の意見を聴取する。

(2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取り扱いに留意する。

4-4 入札及び契約過程に関する苦情処理

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」（※）による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

※学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

- ・入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。
- ・一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- ・入札・契約手続に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

総合評価落札方式による入札及び契約過程に関する苦情処理については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（平成13年3月30日付け国官会第1430号、国地契第28号）に基づき、適切に実施することとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

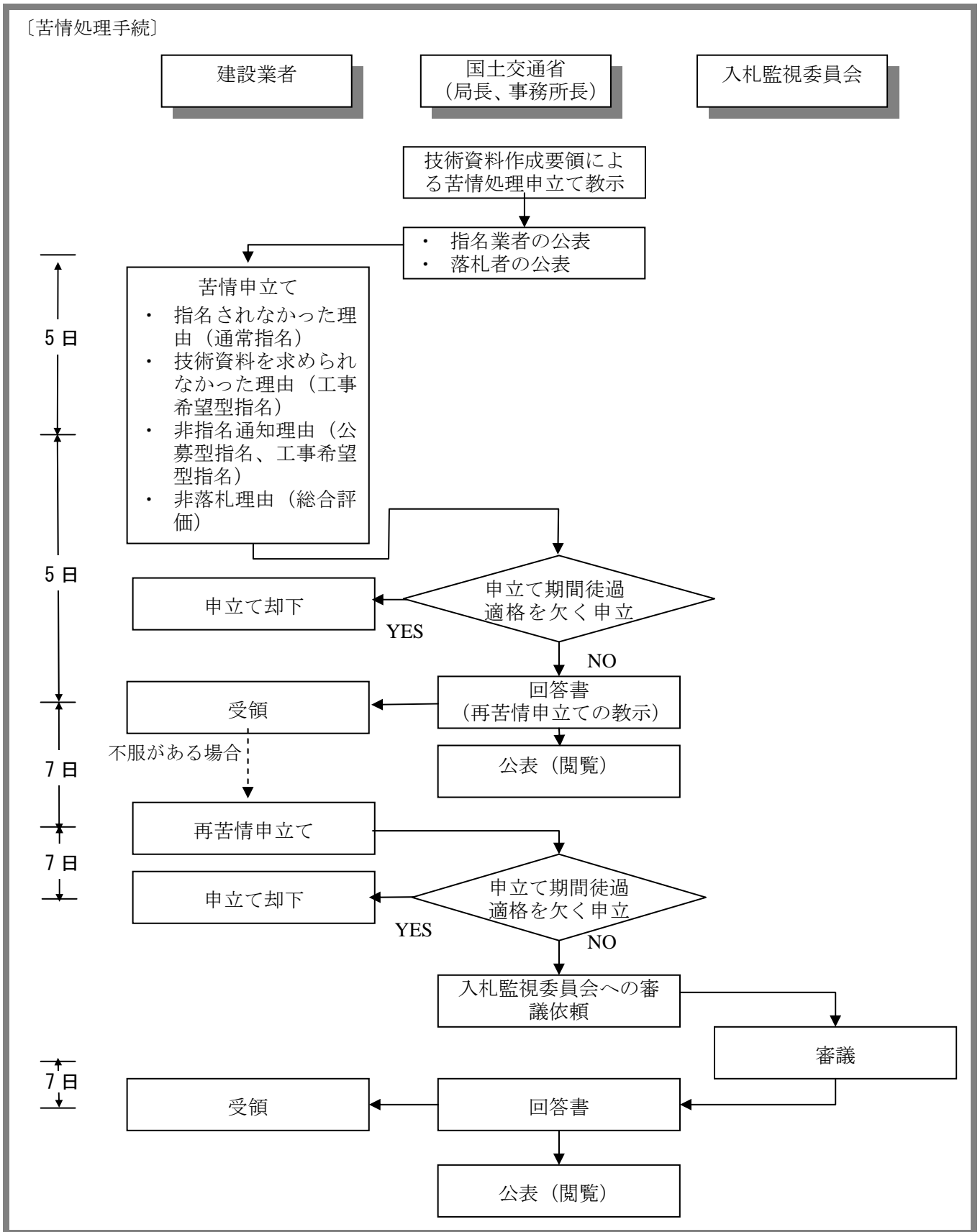


図 4-3 苦情処理手続

〔苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）〕

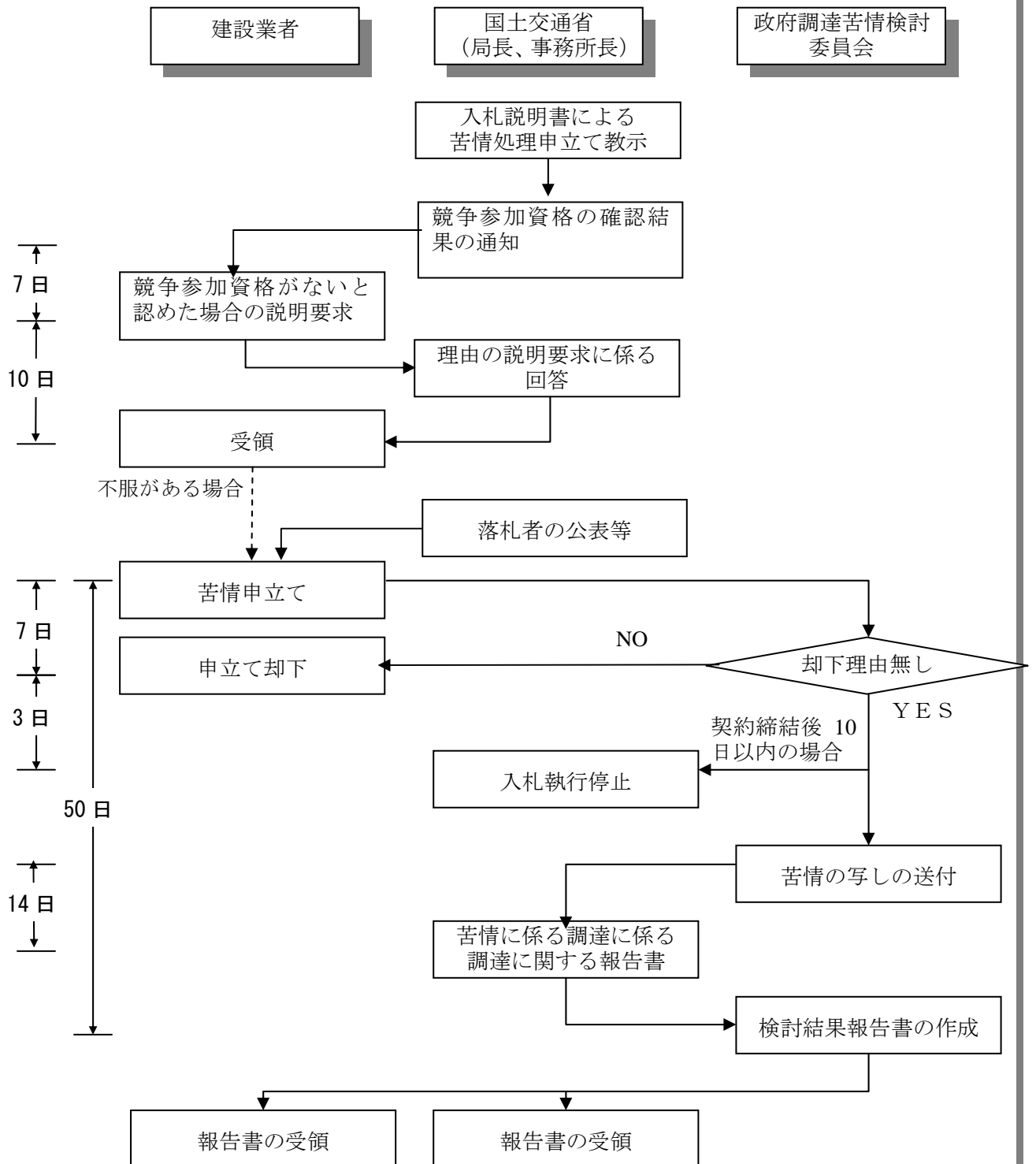


図 4-4 苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）

5. 総合評価落札方式の評価内容の担保

5-1 技術提案履行の確保

(1) 契約書における明記

総合評価落札方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

具体的な対応方法として、特記仕様書の記載例を以下に示す。

[特記仕様書への記載例]

第〇条 施工計画書への記載

受注者は、技術資料に記述した提案について、発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「実施してはならない」と通知した提案を除き、施工計画書に記載しなければならない。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる提案については、受発注者間の協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

1) 契約後VE提案として求めた提案（※必要に応じて記載すること）

2) 発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「加算点を付与する対象としない」として通知した提案のうち、標準案との効果の差が不明な提案

なお、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は適切に変更手続きを行うものとする。

(2) 評価内容の担保の方法

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、協議の円滑化のために中立的かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。

また、いずれの場合においても工事成績評定の減点対象とする。

【入札説明書における記載例】（例：交通規制の短縮日数）

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、(2) 2) ①「一般国道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係る具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる措置を行う。

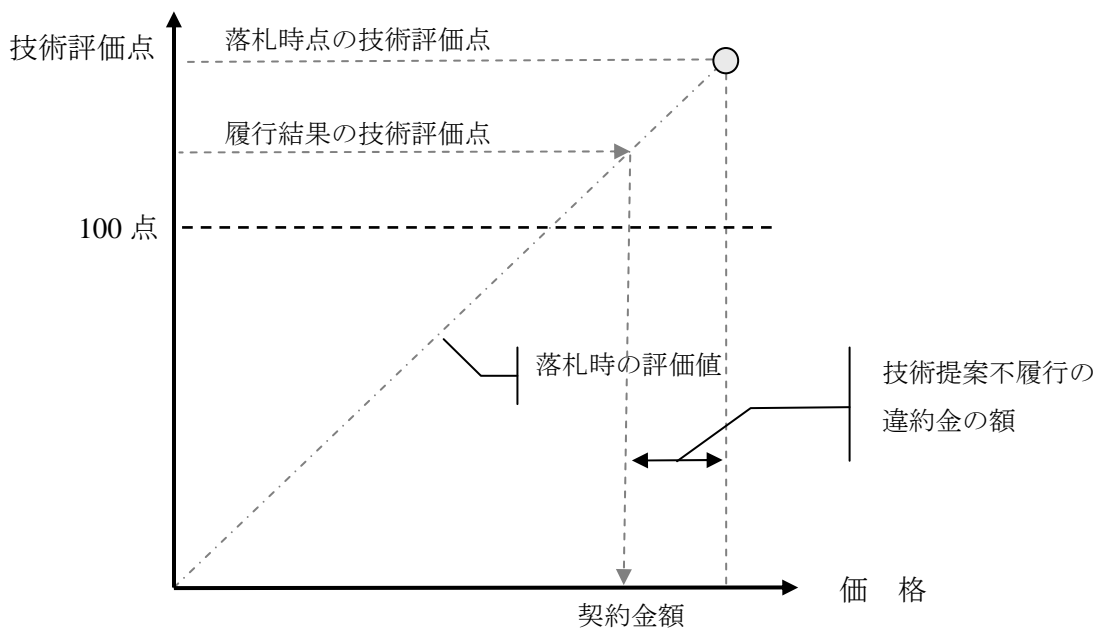


図 5-5-1 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

6. 総合評価落札方式の試行等

総合評価落札方式においては、技術評価点の評価方法等に関し、試行や試行に向けた検討を実施している。それぞれの試行等の内容は以下のとおりである。

6-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成18年～）

いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがある。このため、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）に基づき、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価することとした。

○対象工事

すべての評価項目が、標準ガイド（「総合評価落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」をいう。）第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局長及び事務所長（以下「地方整備局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が1億円以上の工事において試行することとするほか、技術提案評価型A型を適用する工事については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、全て試行の対象とする。なお、その他の工事であっても、地方整備局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。

対象工事については、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札説明書において明らかにするものとする。

○評価項目

施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、「2-6 総合評価項目の審査・評価」に基づき、適切に設定するものとする。

○標準点、施工体制評価点及び加算点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

○配点割合

得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

- ・標準点は、100点とする。
- ・施工体制評価点は、30点とし、上記評価項目に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目毎に各15点とする。
- ・加算点は、施工能力評価型は40点、技術提案評価型S型は60点、技術提案評価型A型は70点とする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、「2-6 総合評価項目の審査・評価」により各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

○施工体制評価項目の審査・評価方法

(1) 地方整備局長等は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

▽ヒアリングを実施する旨

▽ヒアリングを実施する日時及び場所

▽その他地方整備局長等が必要と認める事項

(2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほかに、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

(3) 地方整備局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング、(2)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、「3-3 技術評価点の算出方法」に掲げる判定方式により、評価項目毎に3段階で評価（15点／5点／0点）するものとする。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

▽ 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価

するものとする。

▽ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、地方整備局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

(5)入札参加者が、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト縮減金額として地方整備局長等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格とみなして(4)を適用する。

(6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）記第4により行う事情聴取及び「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号）記2(1)及び(2)により行うヒアリングとは異なる性質のものであることに留意すること。

(7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(8)技術提案評価型A型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(9) 技術提案評価型A型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいて、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、地方整備局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(2)中「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づき算出される価格」と、(4)中「予定価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」と読み替えて、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までを適用するものとする。

○その他

- ・施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。ただし、その影響範囲は「技術提案」による加算点とし、「企業の能力等（地域精通度・貢献度等を含む）」、「技術者の能力等」による加算点には影響させないものとする。

- ・施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。

- ・本対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。

技術評価点への反映イメージは、図6-1のとおりである。

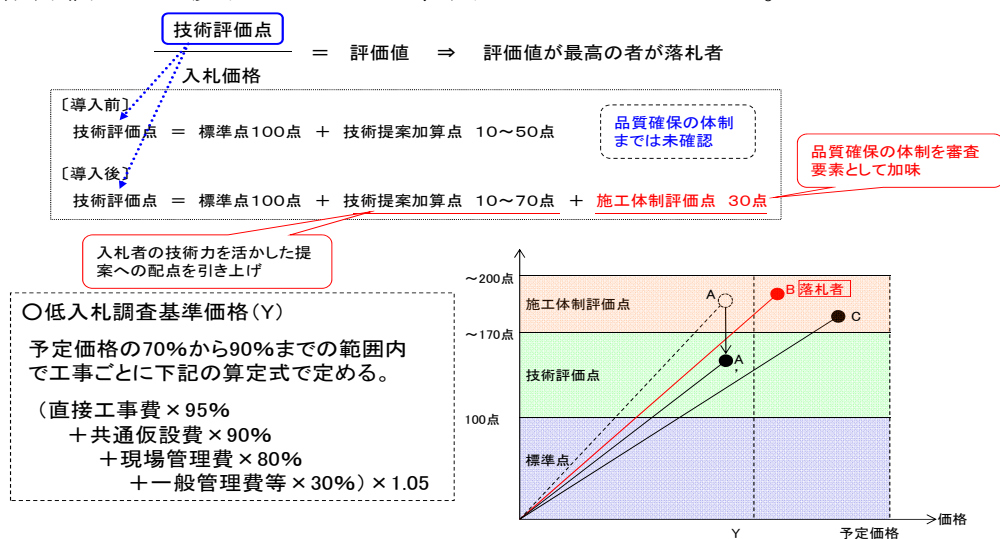


図 6-1 施工体制確認型総合評価落札方式

6-2 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行（平成21年～）

「地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について」（平成21年8月3日付け国地契第13-2号、国官技第86-4号、国営計第45-2号）に基づき、以下のとおり試行することとする。

○対象工事

技術提案評価型A型を適用する工事を除いたものにおいて試行することとする。

対象工事については、入札参加者だけではなく下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等も評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

○評価項目及び評価基準

評価項目については、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を少なくとも1つ以上設定するとともに、「2-6 総合評価項目の審査・評価」に基づきそれぞれ適切に設定するものとする。

なお、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価基準の設定にあたっては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等を、入札参加者のそれよりも優位に評価しないよう留意すること。

また、下請企業等の評価については、企業の能力等における「地域精通度・貢献度等」の中で評価することとするが、元請企業の評価とのバランスに留意することとする。

○その他

本対象工事においては、あくまでも入札参加者について、どのような下請企業等を活用しようとしているかについて審査及び評価するものであって、下請企業等を直接評価するものではない。従って、当然ながら発注者と下請企業等との間に直接の契約関係を発生させるものではなく、下請企業等の選定や、下請企業等が分担する工事の施工等については、落札者の責任において行われるものであることに留意すること。

6-3 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行（平成24年～）

「特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について」（平成24年6月11日付け国地契第12号、国官技第59号、国営管第110号、国営計第26号、国港総第268号、国港技第64号、国北予第12号）に基づき、以下のとおり試行することとする。

○対象工事

特定専門工事（法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事（海上工事については、いずれかの工種に限る。）のいずれかを含む専門工事をいう。以下同じ。）が工事全体に占める重要度の高い工事において試行することとする（技術提案評価型A型又は施工能力評価型を適用する工事を除く）。

対象工事については、特定専門工事部分の施工を予定している業者（以下「特定専門工事業者」という。）の施工実績等を審査し、評価する「特定専門工事審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

○評価項目

評価項目については、これを特定専門工事部分とそれ以外とに分け、特定専門工事部分については、特定専門工事業者の施工実績及び特定専門工事業者の配置予定技術者の能力に関する項目を必ず設定するとともに、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、施工体制確認型総合評価落札方式の対象工事において本方式を試行する場合には、施工体制評価項目を特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定しないものとする。

○配点割合

加算点のうち特定専門工事部分に係る配点割合は、施工体制評価点を除く加算点全体の50%未満となる範囲内で、工事全体に占める特定専門工事部分の重要度に応じて、適切に定めるものとする。

○審査・評価方法

本対象工事においては、特定専門工事部分についての技術提案を求め、原則として、技術資料を提出したすべての入札参加者に対して、ヒアリングを実施するものとし、その旨を入札説明書に明記するものとする。また、特定専門工事部分についての技術提案を適切に評価するため、入札参加者に対して、特定専門工事業者の当該ヒアリングへの同席を求めるものとする。ただし、当該ヒアリングへの同席は特定専門工事業者の任意の協力によるもので

あることに留意すること。

○その他

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号)、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号) 又は「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 31 日付け運輸省港管第 927 号)により、所属担当官は、指名停止期間中の有資格業者が当該所属担当官の契約に係る工事の全部又は一部を下請することを承認してはならないこととされている。したがって、開札時に特定専門工事業者が、指名停止期間中である場合は、当該特定専門工事業者を下請負人として予定している者の行った入札は無効とすることとし、その旨入札の条件として、入札説明書等に明記すること。

本対象工事においては、あくまでも特定専門工事業者の能力等を入札参加者の評価に反映させるものであって、特定専門工事業者を直接評価するものではない。従って、当然ながら発注者と特定専門工事業者との間に直接の契約関係を発生させるものではなく、特定専門工事業者の選定や、特定専門工事部分の施工等については、落札者の責任において行われるものであることに留意すること。

ただし、特定専門工事業者の能力等を入札参加者の評価に反映させていることから、開札後における特定専門工事業者の倒産等やむを得ない場合を除き、特定専門工事業者の変更を認めるものではないことに留意すること。なお、やむを得ず特定専門工事業者を変更する際には、発注者の承諾を得ることとさせること。

6-4 段階選抜方式の検討

○基本的な考え方

段階選抜方式は、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ（一次審査）後に、詳細な技術提案の提出やヒアリングを求め、契約の相手方を決定（二次審査）するというものであり、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮、受注者には技術提案作成に係る負担の軽減につながることを期待される。

段階選抜方式を用いない現行の総合評価落札方式の手続においては、全ての競争参加者に詳細な技術提案を求め、全ての技術提案を審査・評価することになるが、競争参加者が特に多いため入札段階における競争参加者及び発注者双方のこれらの手続コストが増大しているものについては、段階選抜方式を活用し、双方の事務量の軽減と、適正な審査の確保を図ることが望ましい。このため、段階選抜方式を試行的に実施し、実施手続の詳細を検討していく必要がある。

本方式は、入札に参加する者を選定することから会計法上は指名競争入札となるものと考えられる。一般競争入札においては、あらかじめ競争参加資格を公告する必要がある（予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第75条）、競争参加資格を満たした者はすべて競争に参加できる（予決令第73条）ものであることから、一般競争入札において、競争参加者を技術提案が優秀な数者程度に絞り込むことは困難である。従って、本方式の実施にあたっては、指名競争入札として関係法令が適用されることに留意が必要である。

なお、一次審査に参加することができる者の要件や、一次審査、二次審査の評価項目や評価基準を明らかにし、手続の透明性や公正性の確保を図るものとする。

また、対象工事については、段階選抜方式における一次審査に係る参加表明書及び資料を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である旨を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

○対象工事

段階選抜方式の実施方法が確立するまでは、技術提案評価型を適用する工事のうち、技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある工事を対象に、試行的に実施する。

なお、施工能力評価型Ⅰ型を適用する工事のうち、ヒアリングを行うに際し、競争参加者数を絞り込む必要がある工事について適用することも考えられるが、高知県内の入札談合事案を踏まえた手続き見直しが必要であること

から、施工能力評価型における段階選抜方式の試行については当面実施しないものとする。

○評価項目及び評価基準の考え方

一次審査（指名されるために必要な要件）の評価項目は、競争参加者及び発注者双方の負担軽減の観点から、企業の能力等及び技術者の能力等とすることが望ましい。具体的には、企業及び技術者の工事实績、工事成績評定点、優良工事表彰、優良工事技術者表彰をそれぞれ必須項目とすることを基本とする。その他、工事における必要度・重要度に基づき、地域精通度・貢献度等の選択項目について、それぞれ適切に設定するものとする。一次審査では、評価点の上位者を二次審査の対象として絞り込む。

二次審査（総合評価に関する事項）の評価項目は、技術提案評価型S型のうちWTO対象工事以外のものについては、一次審査の評価項目のほか、技術提案、配置予定技術者へのヒアリング（選択）及び施工体制（選択）とする。また、WTO対象工事及び技術提案評価型A型を適用する工事については、一次審査での評価項目は二次審査（総合評価に関する事項）では評価しない。従って、二次審査の評価項目は、技術提案評価型S型のうちWTO対象工事については、技術提案、ヒアリング及び施工体制（選択）とし、技術提案評価型A型を適用する工事については、技術提案及び施工体制（選択）とする。なお、技術提案評価型については、品質向上に資する技術提案を評価する。また、技術提案評価型S型を適用する工事における配置予定技術者へのヒアリングは、WTO対象工事以外のものでは、監理能力及び技術提案の理解度（共に選択）について、WTO対象工事では、技術提案の理解度について確認する。

○課題等

一次審査における競争参加者数の絞り込みについては、発注者及び競争参加者の手続負担の軽減を図る必要がある一方で、競争参加者の受注機会を制限せず、かつ競争性を確保するため、一次審査における評価項目の妥当性の検証や、一次審査における各順位者の落札可能性について検討を進める必要がある。このため、当面の間、段階選抜方式を試行的に実施する場合の競争参加者の絞り込みの数については、技術提案評価型S型については5～10者程度、技術提案評価型A型については3～5者程度を、競争参加者の受注機会の確保及び競争性の確保を考慮して設定するものとする。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合に国内実績と同等に評価する方法については、今後検討が必要であるが、当

面、「当該発注部局の総合評価審査委員会において審査の上、発注者の示した要件を満たす同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。」などの対応が考えられる。

なお、技術提案の採否の通知については、技術提案の評価後、入札書の提出期限の前までに速やかに行うことが望ましい。

6-5 事後審査型入札方式の検討

事後審査型入札方式は、公告後に入札書（価格と技術提案（施工計画））と競争参加資格確認資料を求め、価格だけを開札して予定価格以下の応募者の参加資格を確認した後に、技術提案の審査・評価を行う方式であり、これにより、競争参加者には、配置予定技術者の確保期間の短縮、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減が期待される。

しかしながら、事後審査型入札方式を採用する場合、入札書を開札した後の競争参加資格の審査ならびに技術提案の審査・評価に対し、中立かつ公正な運用を確保する必要があることから、当面、事後審査型入札方式は実施しない。

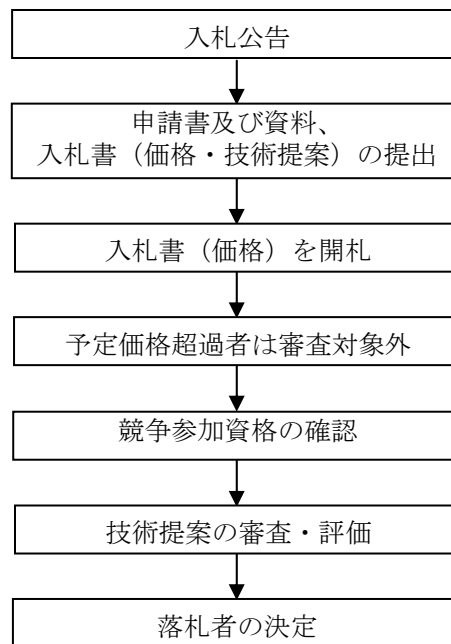


図 6-2 事後審査型入札方式の入札手続フローのイメージ